

平成25年 9 月10日第 3 回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。（第 3 日）			
出席議員 (10名)	1 番 原 田 希	2 番 寺 崎 太 彦	3 番 橋 本 重 雄
	4 番 碓 勝 征	5 番 松 田 俊 和	6 番 岡 光 廣
	7 番 吉 富 隆	8 番 大 川 隆 城	9 番 林 眞 敏
	10 番 中 山 五 雄		
欠席議員 (0 名)			
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 武 廣 勇 平	副 町 長 八 谷 伸 治	
	教 育 長 矢動丸 壽 之	会 計 管 理 者 原 慎 義 幸	
	総 務 課 長 池 田 豪 文	企 画 課 長 北 島 徹	
	税 務 課 長 白 濱 博 己	住 民 課 長 江 頭 欣 宏	
	健康福祉課長 岡 義 行	振 興 課 長 兼 農業委員会事務局長	江 崎 文 男
	生涯学習課長 吉 田 淳	教 育 課 長	小 野 清 人
	文 化 課 長 原 田 大 介		
職務のため 出席した 事務局職員	議会事務局長 鶴 田 良 弘	議会事務局係長	石 橋 英 次

議事日程 平成25年9月10日 午前9時30分開会（開議）

日程第1 一般質問（町行政事務全般について）

第3回定例会一般質問順位及び質問事項

順位	議員名	質問事項
5	2番 寺崎太彦	1. 振興対策について 2. 防災対策について 3. 安全対策について 4. 職員定数について
6	5番 松田俊和	1. 消防格納庫の移転について 2. 勘太郎川上流ガードレール設置について 3. 神社改築に対する県からの補助について 4. いじめ問題
7	3番 橋本重雄	1. 平成24年度決算について 2. 学校給食について 3. 指導主事について 4. 企業誘致について
8	6番 岡 光廣	1. 副町長就任後の所信表明について 2. 町有地の未利用地の管理状況について 3. これからの町づくり計画について
9	9番 林 眞敏	1. 親水（通称）公園について 2. 教育委員（会）の処遇について 3. 職員定数の見直しについて

午前9時29分 開議

○議長（中山五雄君）

おはようございます。ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第１ 一般質問

○議長（中山五雄君）

日程第１．一般質問。

前日に引き続きまして、これより一般質問を行います。

通告順のとおり、２番寺崎太彦君、お願いいたします。

○２番（寺崎太彦君）

皆さんおはようございます。２番寺崎太彦、今から一般質問通告書に沿って質問させていただきます。

まず、一番最初に振興対策について。

その１番目に、2014年４月に消費税増税が計画されており、実施された場合、町内の業者に悪影響が考えられるが、その場合の振興策は。

２番、日本全体でも問題になっておりますけど、上峰町内の遊休農地の調査とその対策は。

３番、今、フォアスを上峰町に導入されておりますけれども、作物によって地下水位は異なるので、フォアスを使った栽培技術の確立は。

大きな項目２番目、防災対策について。

その中の１番目に、放水訓練時にポンプのふぐあいで放水ができなかったが、その原因と対策は。

２番目、ことし本部のポンプ車の導入が計画されておりますけど、その導入計画は。

３番、これもことしからです。特別警報が運用開始されたが、伝達の流れは。

４番目、防災無線の整備計画は。

大きな項目３番目、安全対策について。

以前も質問しましたがけれども、中学校東側の道路の速度制限と歩道のカラー舗装は。

２番目、小学生が自転車を運転する場合にヘルメットの着用状況とヘルメットの着用促進策は。

大きな項目４番目、職員定数について。

きのうも同僚議員から質問がありましたけれども、１番目に職員定数条例の改正は。

２番目に障害者の職員採用計画はをお願いいたします。

それでは、よろしくお願いいたします。

○議長（中山五雄君）

それでは、まず最初に振興対策について、2014年４月に消費税増税が計画されており、実施された場合、町内の業者に悪影響が考えられるが、その場合の振興策はどうかということで質問がっておりますが、執行部の答弁を求めます。

○振興課長（江崎文男君）

皆さんおはようございます。私のほうからは、寺崎議員さんの振興対策についての中の①

2014年4月に消費税増税が計画されており、実施された場合、町内の業者に悪影響が考えられるが、その場合の振興策はという質問につきまして答弁申し上げます。

社会保障と税の一体改革法案で予定されております消費税率の引き上げ、2014年の4月には8%、2015年10月に10%という計画がなされているところでございます。これにより、実質家計所得が目減りをするのは目に見えておりまして、個人消費の水準が低下することは避けられないと思っております。加えて駆け込み需要等の反動により、その間、個人消費は変動が大きくなることが想定され、個人消費は落ち込むことが懸念されます。そういう状況の中で、本町の事業者においても議員指摘のように悪影響は避けられないものがあるかと思っております。

そこで、行政としての振興策ということですが、町の財政にとりましても、この消費税増税は、地方消費税交付金が引き上げられるのは収入増となるのはよく知られておりますけれども、一方で行政も納税者としての側面を持っております。そういう中で事業者に対する振興策ということですが、今現在のところ、町内業者に対する振興策等をどうするかということについては考えていないのが現状でございます。

以上です。

○2番（寺崎太彦君）

先ほど考えていないと言われましたけれども、きょうの新聞報道ではGDPが大幅に上昇しているので消費増税は確定路線のように書いてありまして、消費税がふえるとやはり悪影響があり、町づくりプランの中にも商工会との連携のもと、中小企業の経営安定を支援していくと書いてありますので、支援対策は必要かと思います。

そして、商工会が中心になってしていかなければいけないかなと思いますけれども、商工会の補助金もふやしていただきましたけれども、商工会も補助金をふやさないと赤字になる。そんなぐらいで補助金もふやしていただきましたけれども、町の補助金交付要綱ですか、事業費の半分までしか補助金は出せないという項目があり、ことしも商工会青年部がかみちゃりグランプリとか計画されておりますけれども、なかなか金銭的に商工会もお金がなくて、事業者からもなかなかそんなに何十万円という金額を集めることはかなり難しい状況にあり、そこは行政としても手助けをしていかなければいけないかなと思いますけれども、そこら辺の答弁をよろしくお願いいたします。

○振興課長（江崎文男君）

先ほど私のほうから現在のところ計画等がないという答弁を申し上げましたけれども、事実、行政としての消費税対策というものの計画はございません。

しかしながら、先般、商工会の事務局ともいろいろな話をした中で、今回の消費税の引き上げに対する町内業者の皆様方にどのようなことをできるのかなというお話はした経緯がございます。一番皆様方記憶に新しいのがプレミアム商品券だと思っております。

そういう中で、前回、プレミアム商品券の中身を見ますと、町のほうからのプレミアム分が50%、そして、県のほうが残り50%、事務費は全て県持ちということで、実際商工会のお金が出る分が前回の場合はなかったわけです。

そういう中で、プレミアム商品券につきましては、ほかの自治体について8市町村ぐらいは今現在も25年度計画もされているところがございます。中身を見ますと、補助の3分の1とか、プレミアム分の半分とか、いろいろ自治体によって違ってきているんですけども、そういう中でもし今回消費税の対策でプレミアム商品券の事業をしたら、先ほど議員さん申し上げましたとおり、今——今といたしますか、25年度に先ほど言いました補助金要綱をつくったわけでございます。先ほど申し上げましたとおり、経営改善普及事業指導職員設置費の2分の1、経営改善普及事業指導事業費の2分の1、それと地域総合振興費の2分の1という、一応25年度でこの要綱をきちとした形でつくったわけです。

今回、プレミアム商品券になりますと、先ほど言いました3番目の地域総合振興費の中に入ってきます。そうなりますと、プレミアム事業として半分の事業費が町から出るわけですが、前回のプレミアムの商品券を見ますと、前回は約2,000枚計画をしておりまして、その2,000枚のプレミアム事業をするに当たって事務経費が約1,700千円かかっております。そして、プレミアム分として10%ですので、2,000枚ですので2,000千円、総トータル約3,700千円、約4,000千円弱の事業費がかかっております。

そういうふうなことで、今回、そのプレミアム事業をやるとしたら、今回につきましては県の事業費が全然ありませんので、その約4,000千円分を町と商工会が負担するというような形になってきます。

そういう中で、事務局ともいろいろ話をした中では、商工会においてもその半分という形の事業費がなかなか捻出されないのが現実のようです。もちろん、町としても先ほど言いましたとおり、財政的にもいろいろとまだ問題がありますので、すぐ2分の1の補助が出されるかと申しまして、それもまた疑念するところがございますので、今のところ、消費税に対する振興策をきちとした中での計画があるかといいますと、先ほど申しましたとおり、今の時点ではなかなか考えにくいというところです。

以上です。

○2番（寺崎太彦君）

上峰町の商工業者の数が合計で231、そのうち小規模事業者の数が165で、全体の70%を上峰町では小規模事業者数といいますか、中小零細企業と申しますか、そんな中小零細企業は、私も零細企業に入りますけれども、消費税増税がされれば一番そこが打撃を受ける、私も受けました。それは、消費税アップ分の負担転嫁をのせることが非常に厳しいんですよね。結局、相手方におまえ細かけんが、それは消費税分ぐらいはサービスせんばでけんばんとか、なかなかそういう話も聞きます。

ですから、国も何か対策をするとか新聞には書いてありますけれども、それと同時に町としてもできれば何かそんな対策をしていただければ、町内の中小企業も非常に助かると思いますので、そこら辺の検討をよろしくお願いいたします。

○振興課長（江崎文男君）

先ほど私の答弁の中に商工会の事務局との協議をした経緯があると申し上げましたとおり、きょうこの議会の中で寺崎議員さんの一般質問というものを商工会にも伝えて、行政として何ができるのかということにつきましては、また商工会の事務局のほうと協議をしていきたいと思います。

以上です。

○議長（中山五雄君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次へ進みます。

遊休農地の調査と対策はということで質疑があつております。執行部の答弁を求めます。

○振興課長（江崎文男君）

続きまして、寺崎議員の2番目の質問の中の遊休農地の調査と対策ということで答弁申し上げます。

遊休農地の調査につきましては、町内全域の地区割により各地区の担当農業委員さんにより現地調査を行っております。実は、平成21年の農地法の改革によって、この遊休農地の調査、指導につきましては農業委員会ですということになっておりますので、先ほど言いましたとおり、地区ごとの農業委員さんのほうで現地調査を行っております。

耕作されていない農地がないか、荒れている農地がないか等の農地の利用状況調査による遊休農地の把握に努めているところでございます。

農地の利用状況調査で把握いたしました遊休農地につきましては、所有者の意向を確認し、農地の管理指導、賃貸借への誘導、また、耕作に向けました指導を行っているところでございます。

ことしになりまして、本社が久留米市にあります農業生産法人、株式会社元気もりもりファームが上峰町を拠点にされまして、鳥越、西峰地区の遊休農地並びに坊所地区の現在作付されていないハウス約2.3ヘクタールを借りられ、ホウレンソウ、小松菜、オクラの栽培を手がけられております。遊休農地の解消に一翼を担っておられるところでございます。

この農業生産法人につきましては、5年後には約10ヘクタールを超える目標値を掲げられておりますので、今後もこのような遊休農地の解消に期待するところが大きいかと思います。

以上です。

○2番（寺崎太彦君）

先ほど言われたとおり、農業委員会でパトロールして何か日記みたいなのをつけて、ほん

に遊休農地対策はざっとなかとかお聞きしました。でも、今、大阪府では準農家制度といって、これまで農業者しか借りることができなかった小規模の農地を登録順に行政が紹介、あつせんをしていくという制度が平成23年度ぐらいから始まっており、行政としても農業委員会だけでなく、一緒に遊休農地解消、やっぱりそのままにしておけば鳥獣や病害虫のすみかとなり、優良農地も侵食していった地域農業の崩壊へつながると思いますので、行政のほうも協力してやってほしいと思います。

以上です。

○振興課長（江崎文男君）

今、寺崎議員さんのおっしゃるとおりだと思います。

御存じかと思いますが、行政のほうといたしましては、いつか答弁も申し上げましたとおり、地区ごとで将来的な農業の設計図をつくってもらうという目的で昨年度から人・農地プラン政策ができております。これによってその地区の遊休農地の解消——解消といいますか、遊休農地についてはその地区の誰々さんがつくりますよと、将来的にですね。そのような形での将来的な農業の人・農地プランの作成を急ぎ、つくってもらいたいということでうちも指導しているところでございます。

昨年度につきましては、現状的なプランができておりますけれども、今後はそのプランを先ほど言いましたとおり、遊休農地の解消に進めていくようなプランにつくりかえていく作業が残っておりますので、行政としては、地区に出ていってそのような作業の指導等を行っていきたいと思います。

以上です。

○議長（中山五雄君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次へ進みます。

3番目のフォアスを導入されたが、作物によって地下水位は異なるので、フォアスを使った栽培技術の確立はということで質問がっております。執行部の答弁を求めます。

○振興課長（江崎文男君）

振興対策についての3番目の質問でございます。フォアスを導入されたが、作物によって地下水位が異なるので、フォアスを使った栽培技術の確立ということで答弁申し上げます。

今、米、麦、大豆につきましては、このフォアス事業に伴うマニュアル本ができているということです。ただ、ほかの作物、野菜関係になろうかと思うんですけれども、野菜関係についても、今、私がちょっと持っています地下水制御システムフォアス、これはこのフォアスを考案された藤森氏と小野寺氏の共同でつくられた本なんですけれども、この本の89ページには約21種類の野菜に対する望ましい地下水位ということで記述がなされております。

ただ、私もこの質問がありましていろいろ調べましたら、一応望ましい水位ということで

はありますけれども、その地区地区によって土の状況等も違ってきますので、あくまでも作物の一番いい水位というのは、そこで一回その作物をつくってみて、何回か実証実験的なものをして、おいしい作物ができるということを聞いておりますので、先ほど言われております水位の関係については、望ましい水位ということでの書物は出ておりますけれども、最終的には、野菜等においては実際その土を使って一回つくってみて、いろいろな実証実験をしたところでの地区の一番おいしい野菜というものができるということで締めはされておりますので、今後、その地区地区——その地区といいますか、本町においてこのような野菜づくりに関しては、今から何の野菜をつくっていくのか、何の野菜が一番適しているのか、そういうものをある程度実証実験しながら、上峰町の土に求められる野菜を今後は見出していくことが大事かと思います。

以上です。

○2番（寺崎太彦君）

今、上峰町の農業を取り巻く状況は非常に厳しいと思います。第1に従事者の高齢化がかなり進んでおり、何でそんなふうに進んでいるかと私なりに考えたところ、やはり今の米、麦、大豆だけではなかなかお金にならない。それで、うちも田んぼを両親がしておりますけれども、両親に聞くと、30年、40年前はうちのお父さんよりも百姓のほうがお金になったけど、農家所得はずうっと変わらんけど、だんだんだんだん経済成長に伴い給料が上がっていつの間にか本当少なくなったとか言います。

やっぱりこんな状況で、就職というか、産業といいますか、なかなかお金にならない中、ことしから私の知り合いが勤めている会社をやめて農業でやっていくとかいう人がおりましたけれども、非常に驚きました。それで、いろいろ話を聞くと、今は米、麦、大豆をして、行く行くは畑作をして、ある程度畑作をしたら収入になると彼はそう言っていました。

やっぱり農業を考えれば、畑作をしていくとお金になると聞きましたので、せっかくフォアスを導入されたからには畑作をして、農家の収入が増加すれば新規就農者とかかなりふえていくと思いますので、ぜひともそこら辺の栽培技術、いろいろ気候や土壌にも影響されると思いますけれども、そこら辺の研修等々、きめ細かく農家のほうにしていっていただければいい方向に行くと思いますので、ぜひともよろしくお願いいたします。

○振興課長（江崎文男君）

先ほど寺崎議員が申されたとおりだと思います。今現在、米、麦、大豆に頼っているのは、農家所得が上がるのはなかなか難しいものがあります。そんな中で、上峰町においてはフォアス事業を全域にやるという計画を立てて進んでおりますので、これにつきましては、先ほど言いましたとおり、書物の中には21品目というような数多くの品目に対しての水位調査は終わっているところでございます。

そういう中で、上峰町に適した野菜は何がいいのか、そういうものにつきましては、私行

政としてもそのような調査をされている農研機構という大きな機構がございます。これは国のほうの機構なんですけれども、そういうところに一応行政としてもお話をし、上峰町においてそのような実証実験をしてもらいたいと思います。

実は九丁分地区においては、フォアスの導入を約2町されておりますので、その中で九丁分地区については大豆、米とか麦の実証事件はされておりますので、そのような形で本町のフォアス事業が終わった中では、そのほかのところについてもそのような実証実験をしてもらうような要請はしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（中山五雄君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次へ進みます。

大きな2番目、防災対策についてということで、その中の1点、放水訓練時にポンプのふぐあいで放水ができなかったが、原因と対策はということで執行部の答弁を求めます。

○総務課長（池田豪文君）

皆様おはようございます。寺崎議員さんの2番、防災対策について、①の放水訓練時にポンプのふぐあいで放水できなかった原因と対策につきまして御答弁申し上げます。

7月28日に開催されました佐賀県操法大会の練習時等で、議員の皆様方にも応援、激励などでお越しいただきまして大変ありがとうございました。この場をかりまして御礼申し上げます。

さて、操法大会の練習につきましては、6月4日から始めましたが、消防ポンプは第3部の積載車のポンプを使用したところでございます。水槽を使って放水を行うようになってしばらくしましてから、7月16日にポンプのエンジンストール、エンストが発生いたしました。購入業者に点検の依頼をいたしまして、業者でプラグの交換、エンジンオイル交換及びろ過装置の清掃を実施いたしましたが、7月23日に同じふぐあいが起こりましたので、翌日の練習に業者を立ち会わせたところでございます。しかし、その日は発生をしませんでした。

その後、大会前日、7月27日の練習時に業者にも見学してもらったところ、エンストが再現いたしました。大会当日、7月28日の本番ではエンストが起こることもなく競技を終えましたけれども、今後、火災現場等でふぐあいが生じましてはいけませんので、購入業者に消防ポンプメーカーに出して点検を実施するように依頼しまして、メーカーの本社で再現試験を行ったところ、エンストが発生したということでございました。

メーカーからエンストの原因として次の報告が上がっておりますので、読み上げさせていただきます。

本機は、コンピューターでアイドルコントロールバルブを制御することによりアイドル回転を一定回転に保つ制御を行っておりますが、本機のアイドルコントロールの動作が不安定

になることにより、低速運転を行った場合にエンストが発生したものと考えます。

この対処法として、アイドルリング制御にかかわるアイドルコントロールバルブコンピューター及びアイドルコントロールフィルターを交換し、これらの部品交換後、再現試験を100回実施してエンストが発生しないことを確認しましたとの報告を受けております。

なお、点検、修理後の消防ポンプにつきましては、9月4日に第3部積載車に積みかえられておるところでございます。

以上でございます。

○2番（寺崎太彦君）

先ほど課長から申されたとおり、ポンプを使わないほうがいいと思いますけど、実際、本日に火事が起きていった場合、ふぐあいが起きると大変なんですけど、3部以外にあと1部、4部のポンプのほうは修理か何かされたんでしょうか。

○総務課長（池田豪文君）

2部を1台、一昨年導入しまして、昨年、1部、3部、4部の積載車を交換したわけですが、その中で2部、1部、4部のポンプにつきましては異常ということの御連絡はいただいておりますので、正常に稼働している、そういうことで理解しております。

以上でございます。

○2番（寺崎太彦君）

同じ機種で2部はちょっと1年早いんですけど、納入時期が一緒にコンピューターのふぐあいなら、そこら辺、対応しておったほうがいいかと思いますが、もう一度よろしく願いいたします。

○総務課長（池田豪文君）

なかなか機械というものは、そういったことも何百台、何千台に一つとか、例えば車なんかもそうだと思うんですけど、そういったことが発生するというのはあるかもしれませんけれども、今議員御指摘のほかの部の分についてでございますが、もしそういうことが発生しましたら、当然メーカーのほうに修理を行わせると、そういうことも必要ですし、また、3部のポンプ車にまたそういうふぐあいが出てきましたら、当然今回と同じような措置を講じるようにさせるということで考えております。

7月28日当日、操法大会が行われたわけですが、10チーム参加しまして、その全ての同じポンプを使用されておりました、4サイクルの。だから、メーカーとしては非常に信頼の置けるメーカーだと思いますけど、部品関係で、例えば電化製品でもあほかの製品でもそういうことが起こり得るというはあるだろうと思います。そうした際に、どういうふうにして対処していくかというのが一番大切なことであろうということだと思っておりますので、もしも1部とか、あるいはほかの4部とか、同じ導入時期のポンプがそういうぐあいになりましたら、直ちにそういった点検をメーカーのほうに行わせると。

また、点検に出しております間はほかのポンプを、同メーカーの同種のポンプを積みかえていただきますので、もし火災が発生したような場合でも当然そのポンプは対処できますので、その点は十分安全対策上とれると、そういうふうに考えているところでございます。

以上です。

○2番（寺崎太彦君）

ことしからポンプがかわりまして、始動から真空までボタン一つでできて、最初は何かすごく楽だなと思っておりましたけれども、その後、メンテナンスが非常に煩雑な感じがします。1回真空にして水を出して、それから給水管を抜いて、ちょっとエアが入ったら全部水を出して最初からしないといけないとか、なかなかポンプがかわりましたら、できればメーカーからポンプの構造や故障時の対応とか、始業点検やポンプ使用後の清掃など説明会をしてもらえたらなと思います。

それと、ちょっとポンプとは違いますけど、調べておりましたら、消防庁消防・緊急課、消防庁国民保護・防災部防災課から各都道府県の消防主管部へ連絡事項といって市町村までスタンドパイプのふぐあいの情報提供とか、こういうのは市町村のふぐあいか何か、いろいろ消防関係にこういう情報は伝わってきているのでしょうか。

○総務課長（池田豪文君）

積載車を購入して、導入時点で各部のほうには納入業者のほうから、メーカーのほうも一緒ですけど、そういう取り扱い説明というのは行われております。だから、再度必要かどうかというのは、部長会議のときに部長さん方に打診しまして、そして、必要であるということであれば当然また再度取り扱いの説明会とか、そういったものを行っていただくということで御答弁させていただきたいと思います。

また、今御指摘のスタンドマイクというのがどういうことを指されるかというのがちょっと理解できませんでしたので、申しわけございませんが、その文書につきましては、ちょっと御回答を今できないところでございます。

以上です。

○議長（中山五雄君）

寺崎議員、いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次へ進みます。

2番目の本部のポンプ車の導入計画はということで執行部の答弁を求めます。

○総務課長（池田豪文君）

それでは、②の本部のポンプ車の導入計画につきまして御答弁申し上げます。

本町の消防団本部の消防ポンプ車の購入につきましては、平成24年度におきまして、平成25年度民生安定施設整備事業の――防衛省でございますが、補助事業計画書を福岡防衛局のほうに提出しております、その後、昨年度と本年度に九州防衛局のヒアリングを受けまし

て、平成25年7月3日付で補助金等交付決定通知書が送付されたところでございます。

6月議会におきまして消防ポンプ車の補助予算の可決をいただいておりますが、交付決定の後でないとは着手ができないと、そういうことでございますので、7月11日付で起工伺を提案しまして、7月23日に指名業者へ入札資料の配付、7月29日に入札会を行ったところでございます。

その後、7月31日付で落札業者と仮契約をいたしまして、8月5日の臨時議会におきまして、動産の買入れについて議案を上程いたしまして、可決いただいております。

納車につきましては、来年2月28日の予定で現在艀装を行っていただいているところでございます。

以上でございます。

○2番（寺崎太彦君）

先ほど防衛省の補助を使うということなので、ちょっと確認なんですけど、購入後、特別交付税の申請はされると思いますけれども、そこら辺はどうでしょうか。

○総務課長（池田豪文君）

まず、補助金につきまして申し上げたいと思います。

補助金額につきましては、7,956千円補助金をいただく予定でございます。落札金額は17,850千円でございますので、約10,000千円程度は一般財源を投下するということになります。

特別交付税につきましては、その対象となるかどうかは調べてみたいと思いますので、もし対象になるようであれば、そういう申請を当然していくようになると思います。

以上でございます。

○2番（寺崎太彦君）

寺崎議員、いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次へ進みます。

3番目、特別警報が運用開始されたが、伝達の流れはということで質問がっております。執行部の答弁を求めます。

○総務課長（池田豪文君）

それでは、③の特別警報が運用開始されたが、伝達の流れはということにつきまして御答弁申し上げます。

8月30日の午前0時より特別警報の運用が開始されております。気象庁より特別警報が発表される場合には、気象庁から自治体及び報道機関等に伝達されることになります。町については、気象台からメール、消防庁が所管するJアラート、佐賀県からの一斉指令システムより夜メールで伝達されるようになっております。

住民の皆様方につきましては、テレビやラジオのマスメディア、携帯端末等でお知りにな

るほか、今の本町の現状の伝達手段といたしましては、区長様方へ連絡して地区の拡声器による放送、役場の広報車の巡回、それにエリアメールでの配信で周知を図ると、その３点の方法をとるにとどまっているところでございます。

以上でございます。

○２番（寺崎太彦君）

特別警報が発令されたら住民への――消防署や警察、病院とか行政とか、そこら辺の連携のほうはどうなっているのでしょうか。

○総務課長（池田豪文君）

まず、警察とか消防本部ですね、そういったところにつきましては、当然県とか気象庁のほうから情報が入るようになっております。

ただ、一般的な病院といいますか、診療所、そういったところまでは入りませんので、そういったところには役場のほうで連絡するか、あるいは広報車で聞いていただくか、そういう手段をとるような形になろうかと思えますけれども、直接的には、救急病院とか大きな病院は別としまして、一般的な診療所関係につきましてはまでは入らないということで認識しております。

以上です。

○２番（寺崎太彦君）

特別警報は、その地域で数十年に一度、長年生活している人が記憶にあるかどうか、記憶にないような、それほど非常事態に発表されると聞いております。それを効果的に住民に伝えることが最終的には町の防災力と言えらると思います。それは、警報をされて住民の避難行動や防災活動などに十分に生かしていくことが大切だと思いますので、よろしくお願いいたします。

○総務課長（池田豪文君）

今、議員御指摘のとおりだと思っております。行政が努力する部分、そして、住民の皆様方に御協力いただく部分と、そういうのをあわせまして努力していかなきゃいけないということで思っております。

以上でございます。

○企画課長（北島 徹君）

おはようございます。先ほど防災対策についての②の本部のポンプ車の導入計画はという寺崎議員さんのお尋ねの中で、特別交付税の関連がございまして、それについてお答えをさせていただきますと思います。

②を過ぎましたので、ちょっとおくれましたことをまずおわび申し上げたいと思います。

さて、この特別交付税の点でございますけれども、先ほど総務課長が申し上げましたように、これにつきましては防衛省の補助の民生安定のほうで補助をいただきます。その補助残

につきましては特別交付税の対象というふうになりますので、その算定の中に入れるということでございます。

以上でございます。

○議長（中山五雄君）

寺崎議員、いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次へ進みます。

4 番目、防災無線の整備計画はということで執行部の答弁を求めます。

○総務課長（池田豪文君）

それでは、4 番目の防災無線の整備計画について御説明申し上げます。

防災行政無線の整備につきましては、町の防災上、喫緊の課題でございます。よって、町では昨年度に防災無線の基本設計を行いまして、平成25年5月に、本年の5月でございますが、平成26年度防衛施設民生安定施設整備事業にかかります補助事業計画書を九州防衛局のほうへ提出したところでございます。

原課といたしましては、実施設計を26年度、工事を26年度と27年度の2カ年で行うことで要望いたしまして、事業採択を受けていくことで現在取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○2 番（寺崎太彦君）

今現在、役場の上のスピーカーから聞こえない地区もあり、米多地区、あそこら辺は吉野ヶ里の防災無線のほうか余計聞こえるとかいいますので、それは関連なんですけど、そんなふうに近接したところのほかの自治体の聞こえるとか、上峰町が聞こえた場合、そこら辺の調整とかはどうなされるんでしょうか。

○総務課長（池田豪文君）

今御指摘の分は、屋外子局の分であると思っております。上峰町は南北に細長い形状をしておるものですから、あとみやき町ができればほぼカバーできるかなと、そういうこともちょっと思ったりはしているんですけども、それぞれの町でラッパの向きというのを調整していきます。

よって、よっぽどの重複した問題点が起きない限りはそのままいくと思っておりますけど、そのラッパの調整に非常に時間がかかるということで私どもも聞いておりまして、ちょうど町境になるところにつきましては、やっぱり両方聞こえるとか、あるいは屋外子局の間近の家につきましては非常にうるさかったりするとかの苦情とか、そういった弊害もあるようには聞き及んでおりますが、これは防災上のことでございますので、もし設置しましたら、住民の皆さん方にも当然御理解をいただきたいと思っております。

また、本町のほうでは吉野ヶ里町さんが防衛局のほうで補助事業を受けられまして、そして設置されておりますので、大体そういうようなシステムを私どもは検討させていただいて

いるところでございます。

以上です。

○2番（寺崎太彦君）

寺崎議員、質問はいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次へ進みます。

大きな3番目、安全対策についてということで、第1点目に中学校東の道路の速度制限と歩道のカラー舗装はということで執行部の答弁を求めます。

○総務課長（池田豪文君）

それでは、3番目の安全対策についてということで、まず①番の中学校東の道路の速度制限につきましての御質問にお答えしていきます。

まず、速度制限とは直接かかわり合いは内容的にはございませんが、その点は御了解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

中学校東交差点付近の安全対策として、教育長さん、それに中学校長さん名で4月に要望書が提出されております。現地で4月25日に中学校、教育課、それに振興課、総務課で現地立ち会いを行っております。

要望は以下のとおりでございます。

まず1番目として、交差点に点滅信号をつけていただきたい。

2番目に、南北へ進行する交差点の手前に減速を促すため、道路に凹凸をつけていただきたい。

3番目に、交差点内に目立つ赤色かオレンジ色に着色いただきたい。

4番目に、交差点の手前4カ所に安全を促す目立つ看板を設置していただきたい。

以上の4項目でございました。

総務課に関することとしては、交差点に点滅信号、それとあと目立つ看板、4番目のですね。そういうことでございましたが、信号の件につきましては、鳥栖警察のほうに要望していくことといたしまして、看板設置につきましては、6月に補正予算を組みまして設置を完了したところでございます。

議員御指摘の道路の速度制限につきましても、当然公安委員会の所管になりますものですから、中学校等の要望書には記載されておりませんが、学校関係、それに関係課と協議したところで警察のほうには要望していきたいと、このように考えるところでございます。

道路のカラー舗装の件につきましては、振興課長より答弁を今から申し上げます。

以上でございます。

○振興課長（江崎文男君）

私のほうからは、歩道のカラー舗装につきまして答弁申し上げます。

この町道御陵坊所線につきましては、現在歩道がなく、路側帯の表示もない状況でござい

ます。このような道路につきましては、新たな歩道を設置するよりも路側帯を区画線により明示することにより、人と車両を分離する安全対策としても、またコスト縮減から見しても、今、全国的に事例があるようです。

ただ、路側帯として確保できる幅員が道路によってさまざまということで、この町道につきましては、5.5メートルから6メートルの幅員になっております。そういうことで、カラー舗装を含めて、このような交通安全につきましては警察の指導を仰ぎながら対策を検討していきたいと思っております。

また、先ほど総務課長から言われました中学校横の交差点関係の4項目の中の交差点のカラー舗装については、先般、業者発注をいたしまして、その部分の交差点のカラー化については工事を行う予定でございます。

以上です。

○2番（寺崎太彦君）

中学校東側の道路は通学路にもなっており、ましてや中学校から今、体育館は道の上を行くんですけれども、部活動とか、やっぱり道路を使って体育館に行っている生徒もたくさんいるので、本当は歩道をつくったほうがいいかとは私も思いますけど、なかなか財政難ということも理解しておりますので、今、速度制限がないので速度制限をして、歩道のカラー舗装をぜひともしてもらいたいと思いますけれども、さっきの答弁は前向きにやっていくという感じで捉えてよろしいのでしょうか。

○総務課長（池田豪文君）

点滅信号と速度制限の件は役場に許認可がございませんので、それは警察と公安委員会のほうになってきます。

以上です。

○振興課長（江崎文男君）

歩道のカラー舗装につきましては、先ほど答弁申し上げましたとおり、この町道、先ほど幅員が5.5メートルから6メートルの町道に対して、まずはどれだけの路側帯の線を引くのか、どのくらいのといいますと、歩道に設置する1メートルになるものか、75センチになるものか、実際先ほど言いましたとおり、警察署の現場立ち会いによりこの路線について実際路側帯をすることが安全なのか、逆に危険を及ぼすということになるのか、そこら辺を加味しながら、まずは警察のほうと立ち会いをして指導を仰ぎながら対策を検討していきたいと思います。

以上です。

○2番（寺崎太彦君）

社会体育館の北側、民有地だと思いますけど、かなり木が茂って草もかなり生えて、ガードレールを超えたような感じで草が出ておりますので、やっぱりあれは車もなかなか離合でき

ない、何か結構危ないかなと思いますけど、民有地なので行政としてもなかなか厳しいかと思いますが、そこら辺はどうなのでしょう。

○振興課長（江崎文男君）

民有地からの竹とか木の繁茂したものが道路にふさがって交通安全上危険ということになりますと、今までうちのほうから直接地権者の方に要請をいたしまして、木の伐採、竹の伐採ということをしてもらっていますので、現場を見て危険な状態であれば、早速地権者との協議をして地権者のほうで伐採をしてもらうように要請はいたします。

○2番（寺崎太彦君）

実際ガードレールを超して道路のほうに出ておりますので、ぜひとも素早い対応をよろしくお願いいたします。

○議長（中山五雄君）

答弁は要りませんか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次へ進みます。

小学生が自転車を運転する場合にヘルメットの着用状況とヘルメット着用促進策はということで質問が出ておりますが、執行部の答弁を求めます。

○教育課長（小野清人君）

おはようございます。寺崎議員の安全対策について、小学生が自転車を運転する場合にヘルメットの着用状況とヘルメット着用促進策はという御質問でございます。

まずもって、小学生では児童の50.8%ほどがヘルメットを所有しているという報告をいただいております。ですので、着用状況はこの率、50.8%ほどとなると思われます。また、着用促進については、常々指導はしております。学校だより、地区懇談会等でも啓蒙普及をしております。

また4月、新学期が始まったころは、安全対策として防犯ブザーの所持とあわせてヘルメットの着用も家庭のほうに伝えております。着用の促進については、家庭の親御さんが子供さんに口うるさく言っていただくということが一番かと思っております。

以上です。

○2番（寺崎太彦君）

平成20年の6月1日の道路交通法の改正により、幼児及び児童（13歳未満）に対するヘルメットの着用義務が施行されたんですね。ですので、今、着用率50.8%というか、これは持っている数なんですけど、父兄に着用義務があるのであれば、なかなか補助とかも厳しいかと思いますが、補助するとか、そういう考え等はあるのでしょうか。

○教育課長（小野清人君）

ヘルメット着用義務が出ていますということでございます。

補助の考えはという御質問でございますが、私調べたところ、小学生に対してのヘルメッ

トの補助を行っている他の地方公共団体ですが、近隣の吉野ヶ里町、郡内の基山町については補助はしていないということでございます。みやき町につきましては、一部補助をしているということを聞き及んでおりますが、実際私ども上峰町といたしましては、小学校1年生に対して防犯ブザーの購入については補助をしておりますし、ヘルメットについては現在のところ検討はしておりません。

基本として子供さんを守るのは親御さんでございますので、そう大した金額でもありませんので、親御さんが買っていただくのが筋なのではないかというふうに思っております。

率を申し上げますと、先ほど50.8%と。昨年度同じような調査をいたしましたところ、昨年は30.4%でした。ですから、20%ほど率は上がっております。1年生から6年生までの率を見ますと、一番低いのが6年生、28%、1年生、2年生、3年生、4年生につきましては70%を超えるほどの率になっておりますので、だんだんと低学年の方については親御さんのほうがそういう意識も高く、ヘルメットの購入をされているというふうな状況が鑑みられますので、補助としては現在のところは考えていないという状況でございます。

以上です。

○2番（寺崎太彦君）

児童の交通事故の約6割のけがが頭という数字も調べたところ出てきましたので、ヘルメットの着用というか、所持率といいますか、これを100%、50.8%上げていくように努力していってもらいたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（中山五雄君）

答弁は要りませんか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次へ進みます。

大きな4番目、職員定数についてということで、その中の1点目、職員定数条例の改正はということで執行部の答弁を求めます。

○総務課長（池田豪文君）

それでは、4番目の職員定数について、①の職員定数条例の改正はにつきまして御答弁申し上げます。

さきに昨日、淀議員のほうから職員定数に関する御質問がございましたので、重複する回答になるかもわかりませんが、その点は御了解をお願いしたいと思います。

これまで職員定数条例の改正につきましては、早目に行っていく必要があると、そのように考えておりましたが、昨今、給食センターの件や再任用制度等、新たな事案が発生してまいりました。定数は91名とはいふものの、財政状況を見据えたところで職員採用の募集人員についても節度をもって現実的な対応を行っている、そのように判断しております。

よって、職員定数条例の改正につきましては、給食センターの動向等を見きわめてから行ったほうがよいと、そのように考えるところでございます。

以上でございます。

○2番（寺崎太彦君）

先ほど給食センターがとかなんとか言われましたけれども、やはり一回下げるとなかなか上げづらいのでそんなふう言われているかもしれませんが、そして、課長が職員を抑制されて、課長が努力されておると思いますが、条例の第3条の職員の定数は当分の間次のとおりとするとか、当分の間とかついており、非常に曖昧で職員定数の数は職員数の増加に歯どめをかけるようなためにつくられておると思いますが、やはり今現在の妥当な数とかきのう言われましたけれども、やはりそこはその数で条例をきちっと、当分の間とかつけずに次のとおりとかするのが基本じゃないかなと思いますけれども、どうでしょうか。

○総務課長（池田豪文君）

議員御指摘のとおり、条例改正を行いますと、なかなかたびたび毎年とか、そういうふうに行えないというのは確かにそうでございます。また、抑制につきましては、企画課長が大分御貢献いただいておりますので。

それで、今条例のことをおっしゃいましたので、第3条のところを申し上げますと、町長の事務局の職員とか、あるいは教育委員会事務局の職員とか、そういうふうに分かれて条例ではなっております。

私も再任用職員のことをきのう申し上げましたが、昭和36年4月2日以降、共済年金が65歳から支給になるもの、昭和36年4月2日以降になるもの、その幅を見ますと対象者が23人おるんですよ。その職員たちを今後いかに再任用として捉えていくか、そういったこともあわせて検討していかなければいけないと、給食センターのみならずですね。

実質的には、例えば、36年4月2日以降の職員につきましては、60歳で定年を迎えますと、少なくとも4年何カ月かは、65歳の誕生日が来るまでは無年金のままいくということになりますので、そういったところもあわせて考えていかなければいけないということで思っております。

それで、実際私も91名というのは昨日も申し上げましたように、今現在の各課業務内容、そういったことからしますと、確かに過大ではあると、現実的にはですね。しかし、そういったところを加味したところで、例えば再任用とか、あるいは給食センターとか、そうしたところではどれぐらいが適正なのか、そういったものは見きわめていかなければいけないということで思っておりますので、ちょっとの猶予を議員の皆様方によろしくお願いしたいと思います。

御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中山五雄君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次へ進みます。

2 番目の障害者の職員採用計画はということで、執行部の答弁を求めます。

○総務課長（池田豪文君）

それでは、②の障害者の職員採用計画につきまして御答弁申し上げます。

障害者の職員採用につきまして、本年度、上峰町職員採用試験において、一般事務で障害者の枠を1名設けまして募集いたしました。しかし、今年度応募がありませんでした。

地方公共団体でも障害者雇用を促進していくことが当然必要でございますので、来年度の募集に当たりましては枠を設けて実施していきたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○2 番（寺崎太彦君）

障害者を雇用するということは、障害者が働きやすい職場づくりをしていかなければいけないと思いますけれども、障害者の種類や程度に応じた安全管理や健康の管理、安全確保の施設等の整備、職場環境の改善をしていかなければいけないと思いますけれども、そこら辺はどうなんでしょうか。

○総務課長（池田豪文君）

募集に当たりましてでございますが、身体障害者手帳の交付を受けている者、ただし身体障害者障害程度等級表、身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級から6級の障害を有する者、または7級の障害を2つ以上重複して有する者であると。それが1つの条件でございます。もう1つ、自力により通勤ができる、かつ介助なしに職務の遂行ができる者と、そういう条件は付与しております。

と申しましても、例えば、職員として入りまして、ほかに介助者が必要になるとしましたら、それは職務を行っていただいて給与を与えるものでございますので、そういったことは皆様方も御理解いただきたいと思いますけれども、以上でございます。

○2 番（寺崎太彦君）

先ほど説明がありましたけれども、例えば、車椅子等で介護をしていただけないような人でもいらっしゃると思いますけれども、そこら辺はどうなんでしょうか。

○総務課長（池田豪文君）

以前、乙武さんがお勤めになっていたことがあると思うんですけれども、あんな感じを御想像いただければと思います。車椅子で通勤されて、そして、お仕事されているとかですね。介助できる点は、当然一緒に働いて介助する部分はあるかと思いますが、その全てを介助が必要となりますと、別に介助員というのを置く必要になってきますので、それはできる部分については自分でやっていただく必要はあるかと思いますが。

庁舎につきましても、スロープとか、あるいは身障者トイレ、それにエレベーター等準備しておりますので、デスクとか、そういったのはそういうふうな方たちに合わせて準備する

ことはできると思いますが、できるだけ私どもも雇用につながるように努力していきたいと思いますが、御本人もそれに応募いただいて、そういう方たちも応募いただいて、そして、一緒に仕事ができればということの環境はお互いにつくっていかねばならないのかなと思っております。

以上でございます。

○2番（寺崎太彦君）

障害を持っておられる方は、自分も含めてなかなか障害者の理解や認識が甘いというか、自分の体で体温調整ができないとか微妙なところがあり、非常に難しいと思います。そして、先ほどもトイレの話もされましたけれども、トイレもこの3階は使用禁止になっております。それで、役場内の床も下にケーブル等をはわせるようにプラスチックか何かでこぼこなったりとかもしておりますので、そこら辺の対策もぜひ障害者雇用を考えておられるなら、そこら辺まで考えて採用していただければいいなと思います。

○議長（中山五雄君）

答弁は要りませんか。（「トイレだけ」と呼ぶ者あり）

○企画課長（北島 徹君）

障害者雇用の場合に一番大切なのは、誰でも障害者になる可能性がある、そういう気持ちで一緒に働くということだろうと思います。

そういう中で、議員指摘いただきましたような部分については、その採用される方を見て、その方に合うような形で整備をしていくということに必然的になっていくというふうに思っております。

また、本人さんもそういう意欲があるという方ですので、基本的には自分で動作ができるという方でしか仕事できませんので、私どものほうとしては、それほど多額の費用がかかるということは想定はしておりませんが、先ほど申し上げましたように、そういう方に合わせて整備をしていくということになろうかと思っております。

以上でございます。

○2番（寺崎太彦君）

先ほど採用の方を見て整備していくとおっしゃられましたけれども、行政にはそんなお客さんが来られるかもしれないので、そこら辺は素早く対応していかなければいけないかなと思いますので、もう一度答弁をよろしくお願いいたします。

○企画課長（北島 徹君）

先ほど議員から御指摘がございましたので、庁舎につきまして、ほかの施設はそれぞれ管理している部門がございますので、あわせまして点検をして、障害者の方が来られたときに御不自由がないような、そういう形で今後そこら辺を点検、それから整備ということでまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（中山五雄君）

寺崎議員、いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

寺崎議員の質問が全て終わりました。

お諮りいたします。一般質問の途中でございますが、ここで休憩したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。したがって、11時10時まで休憩いたします。休憩。

午前10時55分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（中山五雄君）

再開いたします。

休憩前に引き続きまして一般質問を再開いたします。

○5番（松田俊和君）

皆さんこんにちは。5番松田俊和です。よろしくお願いいたします。

私のほうからは、4問質問させていただきます。

まず1番目、消防格納庫の移転についてと題しまして、第1部消防格納庫移転について、その後の結果はいかになられたかを教えてもらいたいと思います。

2番目、勘太郎川上流ガードレール設置についてと題しまして、勘太郎川西側面にガードレール設置に関して、その後の結果はということで質問をさせていただきます。

3番目、神社改築に対する県からの補助についてといいまして、前牟田のほうには老松宮と若宮宮、2つの神社に関しまして改築をする予定になっておりますが、その辺の補助に関しての状況はいかになられたかを執行部のほうから答弁をお願いいたします。

4番目、いじめ問題についてということで、いじめ問題における町内の対策ということで、前日、名前まで言って申しわけありませんが、吉富議員が対策についてを質問されて、教育長からいろいろ回答は得ておりますが、その点について、また再度お伺いいたします。

以上4点を上げておりますが、この4点に関しましては、私が2年ほど前からの議会において質問を上げたものばかりの4点に関して、また上げております。この4点に関しましては、いろいろと執行部のほうから答弁をいただいている内容に関しましては、参考に全部コピーして持ってきております。そういうことで、前回の答弁よりもより具体的に完璧な方面で回答のほどをよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（中山五雄君）

それでは、まず消防格納庫の移転についてということで、第1部消防格納庫移転について、その後の結果はということで執行部の答弁を求めます。

○総務課長（池田豪文君）

それでは、私のほうから①の消防格納庫の移転につきまして御答弁を申し上げます。

第1部消防格納庫の移転につきましては、消防団第1部の部長さんほか役員の皆さんと大字前牟田の地区の区長さん方との話し合いを行いました後に、候補地として出されました3カ所の基礎調査を行いました。

その内容につきましては、所有者、地目、地籍、上水道本管との距離、候補地付近の道路が冠水のおそれがないか、そういったことを今年度確認していくということでございました。

今年度につきまして、候補地付近で車が通れなくなるような道路の冠水は起こっておりませんので、3候補地のうち2候補地については、道路の冠水のおそれについて判断が難しいというところになっております。

この3地点について申し上げますと、第1候補地につきましては、町有地であります学習等供用施設の南側にありますゲートボール場でございます。もう1つの候補地は、学習等供用施設から北東方向にあります圃場整備をした農地でございます。最後にもう1つの候補地は、上米多集落内にある農地でございます。

おのおのの長所と短所につきまして申し上げてまいりたいと思います。

まず、学習等供用施設南ゲートボール場でございますが、長所につきましては、用地の買収の必要がないので、ほかの候補地より移転費用が安くつくことが考えられます。また、地権者との用地交渉を要しないので、費用の工面ができれば早期に移転が可能であると、農地でないので農地転用の許可も必要ございません。

次に、公園の屋外トイレを使用することで、格納庫にトイレ設備を装うことがなくて、コストが削減できるのではないかとということでございます。

その当時、大字前牟田の区長さんとの話し合いの場に加わってもらってございましたので、ゲートボール場を廃止することにつきまして地区の同意を得やすいと、そういったことがあります。ゲートボール場につきましては、管轄としては振興課になろうかと思いたすけれども、用途変更については、制約はないということで聞いております。

短所といたしましては、格納庫までの進入路を整備していく必要がございます。ゲートボール場から北側に道路を設けるのはちょっと困難と思われるので、ゲートボール場から東のほうに南北に水路がございますが、その水路に橋梁をかけると、そういうことになるかと思いたす。

また、大雨時に候補地付近に道路が冠水するのではないかと、その懸念がございますが、今年度は先ほど申し上げましたように、それまでの大雨が降っておりませんので、ちょっとその確認はとれてないところでございます。

続きまして、学習等供用施設から北東にあります農地の関係でございますが、長所といたしましては、現在あります消防格納庫よりさほど遠くない場所にあると、それと、隣接する道路が適度に広いものですから、消防車の出入りを妨げすることはないということでございます。

短所といたしましては、圃場整備地内の地目としては田んぼでございますので、農振農用地となっております。それで、農振除外を必要とするのではないかと。それと、用地買収費用は当然必要といたします。土地の形状がちょっと三角形になっておりますので、ちょっと形状が悪い点がございます。それと、隣接する道路に上水道が布設されておきませんので、近傍から引き込むといたしましても、本管の場所がかなり遠いものですから多額の費用を必要とすると思われます。

仮に、下水につきましては、合併浄化槽を設置するというのもできると思いますけれども、上水道につきましては問題が残るということでございます。それと、あと最後に大雨時に候補地に隣接する道路が冠水するのではないかと、その懸念がございます。

3番目でございますが、上米多地内の農地でございますけれども、長所といたしましては格納庫及び駐車場スペースをとるには十分な広さがあるということでございます。隣接する道路については、消防車の出入りに問題がございます。また、隣接する道路に上下水道が布設されておりますので、宅内配管等の費用は安上がりではないかと思っております。候補地の先ほど申しました1番目と2番目よりも北のほうに位置しますので、冠水のおそれはないものと判断しております。土地の形状としては、いいものでございます。

短所といたしましては、用地買収費用を必要とすると、それで現在の農地を分割して購入することができるかということを懸念材料としてあります。場所的には現在の格納庫よりも少し北に位置します。それで、農地でありますので、転用の許可が必要ではないかということでございます。

それと、最後に民家に近いものですから、年末警戒等で深夜まで格納庫に詰めるときに、話し声等で付近に迷惑をかけるのではないかと、そういう意見が団員の方から話し合いのときに上がったことがございます。

以上、3カ所の長所、短所につきまして申し上げてきましたけど、現在の話し合いのところで3カ所の候補地を出されまして、そして調査を行ってきた経過は以上のとおりでございます。

以上で答弁終わります。

○5番（松田俊和君）

今、課長から3カ所を予定していると発表されました。その3カ所に関しましては、地区の区長さんと会議をして、部員さんの部長さん関係とも当然連絡をとられていると思いますが、その3カ所に関しまして、今現在、候補地は上がっていると言われましたが、その進捗

の状況はどの程度なのかを教えてくださいと思うんです。というのは、私はここにちゃんとコピーして持ってきていますが、この前のときにも第1部格納庫所在地変更はと題しまして答弁の返答を議会だよりにちゃんと載せております。その中には、関係区長と協議し、格納庫の移転に向けて取り組んでいくというところまでしか書いておりません。

今現在、きょう現在の議会においては、3地区の候補が上がりましたということでの話までしか進んでおりません。ということは、先週の何曜日やったかわかりませんが、雨が降った日には、あそこの第1部の消防自動車、まだ新車で、まだ新しい新車が、冠水のおそれをなしてか何かわかりませんが、学習施設の横のちょっと高台になっていますが、あそこに野ざらしというか、言葉は悪いんですが、屋根つきじゃないところに放置されて一晩か二晩かわかりませんが、置いて保管をされておりました。というふうな現状で、一部の消防自動車は新車で、まだ真新しい新車の消防車がそういうふうに、言葉は悪いんですけど、雨ざらしのところに置かれて、あと全部拭かれて、また格納庫の中に入れられたとは思いますが、そういうふうに苦労されている現状があるもので、3候補地が上がったというふうな、上がったまでは、それはこの前も答弁があるように、区長と話し合いを進めていくということまでしか答弁は受けておりません。ということは、私が言わんとするところは、先ほどから言いましたように、消防車を野ざらしに置くということが現実あるというところを見込んでもらって、あと何カ月ぐらいしたらばちゃんと候補地は決めて、ちゃんと格納庫をつくりますよというところまでの答弁をいただきたいんですが、その辺の答弁をもう一回行政の方からよろしくお願いいたします。

○総務課長（池田豪文君）

御答弁申し上げたいと思います。

3カ所上がったというところで今説明したわけではないと思っております。その後、その3カ所につきまして、その調査を行っております。調査結果につきましては、長所、短所の分については、今お示ししたとおりでございます。だから、その内容につきまして、また部員さんたちと区長さんたちとの話し合いは当然持っていかなきゃいけないと思っております。

そういったところで、御理解いただきたいと思います。

あと、今現在のところでは、その基礎調査を行ってきたところですので、先ほど言いましたように、費用が一番かからないかなと思うのは、ゲートボール場のところなんですけれども、そのアクセスするような道路がもし冠水したとしますと、そこに消防格納庫を建てても、それは無駄になりますので、そういったところは見きわめていかなきゃいけないと思っております。

あと、台風が先般来、2回ほど接近するような状況がございまして、そのときにも私どもも現地のほうの状況を見ましたが、そのときは冠水していなかったんですよ。だから、そういった雨が降った、大雨が起きたときなんかは、逐一私どももその状況というのは見て

おりますので、団員さんたちには非常に御苦勞をかけているというのは認識しております。事前に、もうあそこが冠水してはいけないので、事前に車を出したところで対応していただいているところを感謝しているところでございますけれども、全体的に一旦その格納庫をつくってしまいますので、それをまた別のところに動かすということではできないものですから、だから、そこら辺のところを3候補地の分を見きわめていかなきゃいけないということでございますので、私どもはできるだけ早期にやりたいとは思っているんですけど、そういった全体的な状況というのは把握していかないと、ぱっとここにしましたということには、ちょっとなかなか、そこが非常に結果的にデメリットが多いところになってきますと、また議会の中でも御質問を受けるようになりますので、そこら辺は十分配慮していかなきゃいけないと、そのように思っているところでございます。

以上です。

○5番（松田俊和君）

3カ所の件に関しまして、また課長から言われましたが、私が言わんとするところは、前回質問したときの状態と同じ内容しか進んでないと。先ほどから言いましたように、1週間前の雨の降ったときには、予防で消防自動車をあその学習施設の横のところに放置されていたと。要するに鍵は当然締めてあったかと思いますが、外部的なところはもう野ざらしで、要するにそういうふうな現状をしているというところは課長から大変迷惑かけて申しわけありませんという言葉が出ましたが、私から言わんとするところは、そういうふうに公共の車両を、一番重要な車両に関しまして、そういうふうにもう1年も前ぐらいから区長さんと話し合いをしてから決めていくというふうな段階からまだ進んでないというところ、進んでないというのは、課長とちょっと相違的な面があるかも知れませんが、私とすれば、早く完成をして、早くちゃんとしたところに場所を移してもらいたいというところをお願いしたいんですが、その辺の回答をもう一回お願いいたします。

○総務課長（池田豪文君）

区長さんを交えたところで話し合いを行いましたのは、平成25年2月17日でございます。その前段として、一部の部員さん方とは話し合いを持っておりました。しかし、消防団の方だけでもできないし、地元の区長さん方とも一緒に交えて話したほうが一番いいということで、そういった機会を2月17日でございますので、ことし——1年前ではございませんので、御理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

その後、6月議会が確かにあったと思ひますけれども、その後、6月、7月、8月が梅雨の時期でござひますが、そういった動向を私たちは検証していきたくと思ひておりました。だから、もう3カ所の点について、ただ、3カ所を候補地として選定をいただいたものですから、それをただ、そのまゝでれつとしていたわけでは絶対にござひませんので、その点は御理解いただきたいと思ひます。

以上です。

○5番（松田俊和君）

一応、課長様からてれつとしたという言葉が発せられまして、私もちょっとばかりてれつととかってという言葉は私からは一切言っておりません。ということに関して、私は3カ所を決められたところまでは、ちょっとばかり私の疑問に対しては進んでいるなどは感じております。ただ、先ほどから言いましたように、区長さんと話したのがことしの2月17日ということで、まだ半年ぐらいしかたっていないということですけれども、私がこの質問を上げたのは、もう1年ぐらい前になるということをまず知ってもらいたい。そのところの中から、また1年、もう9月になっていますが、全然進展も何もないと。ということは、進んでないということでの極端な話になれば、そういうふうな、私から言わせてもらえれば努力されているのは十分わかりますが、何も進歩性はないと、その進歩性をとるがために私がお尋ねしたいのは、3カ所に関して進捗の度合い、強いて言えば進捗の度合いは半分ぐらいなのか、それとも3つの中からだから3分の1とってでも、その3分の1がどれくらいの進捗度合があるのかの度合いをそしたら教えてもらいたいと思いますが、よろしくお願いします。

○総務課長（池田豪文君）

済みません、不適切な発言、失礼いたしました。

その進捗の度合いということで今御質問でございますが、私どもとしましては、この調査結果、1件だけ冠水のおそれというのはありますけれども、それを除いたところでよければ、また部長さんたちと、あと区長さんたちと一緒に話し合う機会を持っていきたいと、そのように思っております。地元の方がそこら辺の道路の冠水状況というのは一番御存じかも知れませんので、そういったところを踏まえましたところで、3カ所の長所、短所につきましては今申し上げましたことについて、もうお話をしまして、その3候補地について打診していきたいということは思っております。

それから、1カ所に決まりましたら、そこに点をおろしまして、用地買収が必要であるというところでございましたら地権者の方に御相談に行くと。今の段階では、こちらのほうで、手前で点をおろしているだけでございますので、そういったことも取り組んでいきたいと思っておりますけれども。

あと、整備につきましては、私どもとしましては、以前申し上げたかも知れませんが、防衛省の調整交付金でもその格納庫の移転費を整備できればということをおもうところでございます。できるだけコストを削減したところで取り組んだほうが私はいいと思いますので、そういった点につきましては、議員からすれば、何しよっか、早ようせんかいというごたつ形あるかも知れませんが、そういった諸問題は検討を加えていかないと責任は私たちに来ます。

以上でございます。

○5番（松田俊和君）

最後の質問になりますが、課長様にはいろいろと私も御無礼な話を言いまして申しわけありませんでした。

そういうことでの話として、早目に移転をお願いして、私のこの質問に関しまして終わります。

以上です。

○議長（中山五雄君）

答弁は要りませんか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次に進みます。

大きな2番目、勘太郎川上流ガードレール設置についてということで、勘太郎川上流西側にガードレール設置に関してその後の結果はということで質疑がっております。執行部の答弁を求めます。

○振興課長（江崎文男君）

私のほうからは、松田議員さんの質問の中の勘太郎川上流のガードレール設置につきまして答弁申し上げます。

勘太郎川西側のガードレール設置につきましては、再三、松田議員より一般質問の中であった事項でございます。一応、勘太郎川上流西側のガードレール設置につきましては、9月2日に入札を行いまして、業者が決定いたしましたところでございます。

工期につきましては、11月末を見込んでおります。設置場所につきましては、学習等供用施設の前面道路より勘太郎川沿いの北側のほうへ約200メートルの区間であります。

以上です。

○5番（松田俊和君）

今、江崎課長から答弁を伺いまして、勘太郎川上流、井樋がありますが、井樋っていいですか、勘太郎川の西側に名前を言って失礼ですけど、石丸さんという家があると思いますが、あそこの道を挟んだ状態の上100メートル、下100メートルということでの西側ってことでの話で思っと思ってよろしいわけでしょうか。

そういうことでの話で一応200メートルということでの話を伺いましたが、200メートルに関しましては、強いて言えば、あそこの川は東と西との両岸あります。西側の100メートルということは、まだ半分もできていません。西側に関しても半分ぐらいだと思います。東側も同じような格好で、東側は全然予算に入っていないか、財源がないかわかりませんが、予定には全然入っておりません。

それと、前回の——私もこの今の勘太郎川に関しましては、私として2年前からしますと3回質問しております。3回の中で1点は来年度の——江崎課長が答弁されている中で、

来年度は米多西線の100メートルと、その上、上流100メートルとなっているところで200メートルの換算でよろしいかと思いますが、あと平成27年度から平成28年度ぐらいまでかかると思うが、随時やっていくとあります。答弁されています。というところは、200メートル以外に関して片側——片側といいますか、西側500メートル、東側500メートル、トータルですれば1,000メートルぐらいありますが、そこの辺の随時やっていくという、その27年度から28年度にかけての随時やっていくというのは、そういうところの残りの分を考えていいものか。それとも、違う月にまた江崎課長が答弁されている中で、ちょっとばっかり路線的には、江崎課長の答弁の中で、ガードレールの設置をしていきたいと思っていると、ただ、路線的には5路線において要望が出ており、多額の費用がかかると見込んでおると、毎年実施するところを計画的に実施していくと答弁されております。

計画的というのは、残りの差額の200メートル以外の800メートルと、あと5路線に関してあと4路線あると思いますが、この4路線に関しましてもちょっとばっかり、どこの辺の差といいますか、この前牟田の西路線が200メートルが優先的に5路線のうちの一つだったのかどうか確認のほどをよろしく願いいたします。

○振興課長（江崎文男君）

5路線というのは町道の路線数でありまして、場所的には先ほど申し上げました勘太郎川上流の部分と、南北をまず1カ所と、それと学習等供用施設から東側に行った東西の路線です、それが2路線目。それと米多西のところの要望が1つ出ている分が3路線目。そして、大坪鉄工所の対岸のほうに要望が出ております。これが4路線と、あとは上防所の三樹病院のすぐ横に、それは短い距離ですけれども、そこで要望が出ている5路線という形になっていきます。

そういう中で、初めの質疑の中で勘太郎川上流の100メートルと米多西線のところの100メートルという私の答弁があったということですが、基本的には毎年約、ことし出しました200メートルを基準に計画をしていきたいということを思っているところでございます。当時、答弁を申し上げました米多西線のところの100メートルと勘太郎川の100メートルという答弁をしたということですが、それを合わせて200メートル、その分を勘太郎川上流に今回持っていったということでございます。

よって、次年度につきましては、米多西線の分の100メートル、それで残りの100メートルを大坪鉄工の対岸あたりの100メートルと合わせて、今のところ200メートルを考えております。そうすると、あと残りが勘太郎川上流だけになってきますので、それを先ほど申し上げました今度27、8あたりで200メートルずつ行っていきたいなということを思っているところでございます。

以上です。

○5番（松田俊和君）

100メートル、100メートルのプラスの200メートルということでの話を伺いましたが、正直言いまして、私が今朝——きのうからですが、もう既に看板が立っております。施行は上峰町となっております。そういうことでの話で取り組んでもらったなというのはうれしいことですが、こういうことを聞いてはまずいですが——まずいといいますか、教えてもらえないかもしれませんが、ガードレールの内容、要するに鉄板なのか、丸い棒なのか、デリネーターというんですか、ああいうそのものなのか、その辺の内容をまず教えてもらいたいと思います。

○振興課長（江崎文男君）

この勘太郎川上流につきましては、要するにガードレール、先ほど言われたビーム式鉄板のほうで計画をしています。

工法的には、御存じのように、のりのところに支柱を打ち込んでビームを張っていくと、要するに4メートルの深さを根入れする土中用のガードレールになるかと思います。

以上です。

○5番（松田俊和君）

この日にちの日数を書いてありますが、9月4日から期間が11月28日までと書いてありました。こんなにまでかかるものかわかりませんが、その辺の進捗の状態はいかがでしょうか。

○振興課長（江崎文男君）

今回の発注につきましては、ガードレール工事のほかに約10本近く一遍に発注をしております。その内容につきましても、町内業者育成という観点において町内業者を主体たる指名に基づいてやっております。

そういう中で、事業数も多いということで、各現場、現場の工事日数につきましては、工期についてはちょっと幅広くとっているものがございます。ただし、先ほどの200メートルのガードレールということになりますと、発注しかければ半月もかからないような工事になるかと思います。

ただ、そこについては、とられた業者がガードレール設置をされる——多分、交通安全関係の業者に何らかの形で下請という形になってくるとは思いますけれども、業者間の協議とかなんとかによっていつから始めるということで、今後、協議をもちろん役場も入ってしていきたいと思います。

ただ、あくまでも交通安全面からしますと、なるべく早目に設置するのが妥当だと思いますので、この工事については、交通安全施設ということで、早目の施工ということでうちのほうも業者に指導していきたいと思います。

以上です。

○5番（松田俊和君）

今、課長から言われましたとおり、ガードレールの設置は、もう施工が決まったらば、な

るだけ早目に、先ほどの消防小屋の移転も同時ですけれども、早目に施工が決まったらば、早目に施工を完遂してもらいたいということをお願いして、このガードレールに関する質問はこれで終わります。

以上です。

○議長（中山五雄君）

答弁は要りませんか。（「はい」「済みません、1つ」と呼ぶ者あり）

○振興課長（江崎文男君）

最後といいますか、現場のちょっとまた確認なんですけれども、先ほど言われました石丸さん方から南のほう、下流のほうに200メートル、そうすると学習等供用施設の前面道路ですね、あそこまでが大体200メートルですので、その間の施工です。

○議長（中山五雄君）

次に進みます。

神社の改築に対する県からの補助について、老松宮、下宮宮の2つの神社改築に伴う補助についてということで質疑があっております。執行部の答弁を求めます。

○文化課長（原田大介君）

皆さんおはようございます。私のほうから松田議員さんの神社改築に対する県からの補助ということで御質問にお答えしたいと思います。

まず、米多浮立が奉納されております、そして地域の象徴的な建物となっております前牟田の老松神社と若宮神社、老松神社の社殿が明治27年の建立でございます。若宮神社につきましては、正式な建築年代は不明ですが、明治42年に老松神社に合祀されておりますので、それ以降、あそこに建物が建てられたということは考えにくいので、恐らくそれ以前の建物ではないかと考えております。ともに明治期の建築で、これまで部分的な改修や増築などを重ねられて今日に至っております。それで、やっぱり長年の風雨による老朽化が著しくて、全体的に傷みが激しい状況にあると私も認識しているところでございます。

老松神社につきましては、特に屋根ですが、セメント瓦の経年劣化によります耐水性の低下に伴いまして雨漏りが生じている状態でございます。部分的に現在もう屋根の木材が一部腐食しておりまして、裏から見るとセメント瓦が見えるというような状況の部分もございます。これが進みますと屋根全体に傷みが広がるというのは考えられるところでございます。

また、若宮神社の建物につきましては、土地があそこは平野の部にありますので、土地が脆弱のためだと思いますが、建物の柱と基礎石の間に大きく狂いが生じておりまして、建物が大体はりとか、柱が真っすぐしていなくてはいけないところが傾いておったりとかいうことで、ゆがみが著しく生じておる状態でございます。

これに対しまして、地元のほうではこの両神社の建物の風水害による倒壊、損壊を危惧されておりまして、伝統的な浮立の奉納の場としての両神社の老朽化が米多浮立の継承存続に

もかかわる大きな問題とされているところでございます。

これを受けまして、地区では地区の区長会、それから老松神社の宮総代会、米多浮立保存会の3者によって、これまで建物の取り扱いについて検討、協議がなされてまいりまして、平成24年に結果として老松神社は社殿の屋根を全面改修したいと、若宮神社のお堂の建物につきましては、改築、全面建てかえを視野に入れながら、両神社の改修、改築事業を行う必要があるだろうという判断がされております。

これを受けまして、地区では平成24年12月に大字前牟田の各地区の代表さんからなります神社建設委員会という組織が設立されております。1月に第1回目の委員会が開催され、それ以降、定期的に開かれておりまして、現在、建設委員会において老松神社、若宮神社の改修、改築に係る全体の事業計画、どこまで工事をやるかといったような工事内容ですね。それと、それに伴います経費と、それから、その経費の負担の問題等について検討が行われているところでございます。

これに対する行政の補助ということでございますが、現在、私の課で取り組んでいる補助事業につきまして御披露してお答えとさせていただきたいと思っております。

まず、老松神社の改修につきましては、佐賀県県土づくり本部まちづくり推進課の所管事業であります22世紀に残す佐賀県遺産制度という制度が設けられております。これに向けて現在手続を行っているところでございます。本年5月、県の担当課より、この遺産制度に認定しませんかという申請を出す意向調査がありましたので、それに手を挙げているところでございます。8月9日には副町長さんの立ち合いをいただきまして、松田議員さんにも同行いただきましたけれども、保存会の皆様、宮総代の皆様の御協力をいただきながら、県の担当職員の老松神社の事前に現地を視察していただいております。

正式な申請作業についてはこれからなのですが、仮に老松神社の社殿がこの制度に認定された場合、建物の外観改修に対する支援として、町費との折半にはなりますが、県費の補助を受けることが可能となります。

また、若宮神社につきましては、本年1月、総務省所管の事業で、交付金事業で平成24年度過疎集落等自立再生緊急対策事業という事業の紹介が参りましたので、これに米多浮立の保存、継承を軸とした伝統文化伝承振興活動により、地域振興事業として米多浮立の保存継承に係る総合計画の策定、それと若宮神社の改築の事業、それと、それに伴います設計事業、それと、てんりゅうくんの着ぐるみのキャラクターを作成するという振興PR事業、4本柱のうちの一本としまして、若宮神社の改築事業を盛り込んだ実施計画書を提出いたしました。しかし、残念ながら今回は採択されておられません。

この交付金事業自体は25年度も実施される予定でございますので、今後、建設委員会の事業計画、工程に合わせた形で事業申請を行っていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○5番（松田俊和君）

原田課長さんからいろいろと説明していただき、ありがとうございます。

その中で、老松宮に関する屋根のふきかえに関する要望はわかりました。問題は、下宮の建てかえに関する事業というその名称での話を説明されたときに、老松宮に関しては県から視察が来られたときには、課長さんからも言われましたとおり私も立ち会いました。下宮に関しましては、神社仏閣の一面としては補助は出せないから、違う事業をやるような状態としての申請を上げてくれということでの話での内容を私は伺っていますが、その辺の話をもう一回、どういうふうに今現在は申請されているかを教えてもらいたいと思います。

以上です。

○文化課長（原田大介君）

それでは、若宮神社のほうの改築の事業の申請内容といえますか、こういった目的でということで申請させていただくときの御説明をさせていただきます。

これまで、若宮神社につきましては、浮立が奉納される際ですから2年に一回ですね、浮立衆が擁してきますおみこしと御神体である鏡が一晩お泊りになるところの御旅所という形で、2年に一回にしか実際的には使われていない建物でございます。これを今回改築するに当たっては、現在の建物の外観は尊重しながらも、違った意味での機能を持たせたいということで、浮立の道具の展示をできるような場所とか、それから、それにあわせて練習等もできる場所、できたら浮立の資料館的な機能もあわせ持ったところで新しい建物にして、なおかつそこで浮立のお泊りをしていただくといったような付加価値を考えまして、申請を上げさせていただいているところでございます。

○5番（松田俊和君）

今、原田課長さんから答弁をいただきました。今まで私が3問質問をした中での話で、一番最初にも言いましたように、この3問に関しましては、前回もどれも3回ずつぐらいは絶対にしていると私は思っております。3回の答弁をここに見ていますが、その内容よりも、先ほどよりも、先ほどといいますか、前回よりも大分っていいですか、ほとんど説明の仕方といいますか、内容が深くなっているなとつくづく思いまして、また12月にありますが、この中の3つのうちの1つをまたどれか質問させていただきたいと思っております。

以上で老松宮と若宮の神社の内容に関しましては、私も建築委員会の委員になっていきますので、その辺はまた12月にもお尋ねするかもわかりませんが、そのときにはよろしくお願いしますということで、この質問に関しまして終わります。

以上です。

○議長（中山五雄君）

答弁は要りませんか。（「はい、要りません」と呼ぶ者あり）

お諮りいたします。一般質問の途中でございますが、ここで休憩したいと思います。御

異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。よって、1時まで休憩いたします。休憩。

午前11時58分 休憩

午後0時59分 再開

○議長（中山五雄君）

再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

松田俊和君の4番目、いじめ問題についてということで、執行部の答弁を求めます。

○教育課長（小野清人君）

松田議員のいじめ問題における町内の対策についてという御質問でございます。

この質問につきまして、私が所掌しております小・中学校でのいじめ問題の対策についてお答えをいたします。

昨日の吉富議員の回答と重複いたしますが、御容赦をお願いいたします。

中学校においては、学校生活を安心して暮らせるように、全校生徒を対象に毎週末アンケートをとっており、生徒間のトラブルに対処しております。また、学活ノートを利用して、生徒と教師の密な連携を実施しているところです。

小学校では、このアンケートを年に2回実施をしておりましたが、回数は少ないということで、今後は月1回程度の頻度で行うように計画をしております。両学校で通じるものですが、教員の目配り、気配り、声かけが重要なので、両校長にはこの点をよく指導をしております。また、スクールカウンセラー等の活用もして、相談事業を受け付けております。

以上です。

○5番（松田俊和君）

午後一番ということで、改めましてこんにちは。

私の質問に対する対策ということは、前日、名前まで言って失礼ですけれども、吉富議員の教育長からの報告、また小野課長からの報告をお伺いして、今も答弁がありましたとおり重複する可能性がありますもので、この問題に関しましては、ちょっと取りやめてはいませんが、深くは追及いたしません。そのかわりといっては失礼ですけれども、1つ伺いたいことがありますもので、教育長に答弁をお願いいたします。

去年の12月に私もまた同じような質問でいじめ問題について、どのような態度をとられているかということでの質問に対しまして、教育長さんは、現在政府のもとで教育再生会議が開催されており、学校、家庭、地域、全ての関係者が一丸となっていじめに向き合う責任ある体制づくりが進められていると答弁を伺っております。その中で、先ほど言いました責

任ある体制づくりが進められているという体制は、どのような体制をその後とられておられるかをお尋ねいたします。

以上です。

○教育長（矢動丸壽之君）

改めまして、皆さんこんにちは。ただいま松田議員からの御質問がございました。責任ある体制、どういうことをしておられるかということでございますので、それについてお話をさせていただきます。

もう議員の皆さんは御案内のとおり、6月21日に参議院におきまして、いじめ防止対策推進法というものが可決されました。国としては、こういう形でいじめに向き合うということをつくり上げて、これはもう自民党、民主党、全ての党が協力してこの法案が成立したわけですが、これはいじめの体制づくりでございまして、これから、これを受けまして今現時点では国といいましょうか、文科省は今月の28日ごろにいじめ対策の基本方針を作成するというふうになっております。これでいじめ防止の具体策とか、重大事態への対処などが柱になるというふうに説明を受けてきております。これを受けまして、各公共団体、俗に言う県教育委員会が文科省の基本方針を受けまして、県としての基本方針を策定する。そしてまた、当町、上峰の教育委員会といたしましても、県と協議をいたしまして基本方針を策定していく、それが大体今年度末ぐらいまでになっていくだろうという形で来ておるところでございます。

ただ、私はこの基本方針が法律で制定して確定いたしましたので、上峰の学校である程度の基本方針というのをきちっとつくっておったほうがいいということで学校に指示しまして、7月1日に中学校はいじめ基本方針を策定させております。このことは県の東部教育事務所のほうにきちっと報告、その文書もこういうふうにつくりましたということで上げておりまして、今見ていただいておりますが、これは今、上峰町としてこういう基本方針をつくっておりますけれども、そのつくっているのは、当然6月21日の国のいじめ防止対策推進法の文言を受けてつくっておりますから、それから逸脱した、大きく離れたものではありませんけれども、文科省及び県がつくったものと、また、それは調整していかなければいけませんので、これは少し変わっていくかと思っております。

とにかく、そういうことで、いじめ対策の基本方針をつくるというふうに法律でできましたので、早速そういうことで取りかかせております。小学校においても、それは順次していきたいと思いますが、最終的には今年末ぐらい、12月末までぐらいにはそれがあ程度で上がるんじゃないかと思っています。ただ、県と地方、私たち市町の教育委員会との協議もありますので、その後に学校へおりていくというふうに御理解いただければと思います。

以上です。

○5番（松田俊和君）

体制づくりを今図っていると教育長さんから発表していただきました。今現在、前日の吉富議員のときも対策ということに対していろいろと教えていただきましたが、同じくこの12月に伺ったときには、いじめ問題は一切学校からの報告はないというふうに小野課長からは言われていましたが、それから半年ぐらいたちますが、今現在の状況はいかがでしょうか。

○教育長（矢動丸壽之君）

お答えいたします。

いじめにつきましては、中学校で1例上がってまいりまして、県のほうに報告させていただきましたけれども、このいじめについては、無事解決のほうに向かっているということでもあります。ほぼ解決しているということでもあります。

以上です。

○5番（松田俊和君）

今現在、上峰の小・中学校で1件発生したという数字を、今1件という数字で言われましたが、佐賀新聞の8月の何日か忘れましたが、佐賀県におけるいじめ問題という欄の中で、佐賀県におけるいじめの数というのは、たしか千何百件ぐらい、全部の佐賀県におけるいじめ問題対策に要する件数は千何百件と伺っていましたが、上峰はその千何百件の中の1件ということでの話で伺ってよろしいでしょうか。

○教育長（矢動丸壽之君）

お答えいたします。

その発表は昨年度のものでございますので、その中には入っていないというふうに御理解ください。だから、上峰は小野課長が言っておりましたとおりでございます。

○5番（松田俊和君）

今、教育長さんから基本方針をことしの12月末までには作成するということでの発表を受けました。それによっていじめ問題が今は1件ということでの数字で、今現在は、もう1件も消えかけているというふうな報告を受けましたもので、基本方針を12月までにつくっていただいて——あと3カ月ありますが、そこをつくっていただいた段階で、いじめがゼロになるように極力努力していただいて、今後の方針を早目につくっていただけるようお願いし、私の質問をこれで終わります。

以上です。

○議長（中山五雄君）

答弁は要りませんか。（「はい」と呼ぶ者あり）

これで松田俊和君の質問が終わりました。

引き続き、3番橋本重雄君の質問を行います。

○3番（橋本重雄君）

改めまして、皆さんこんにちは。ただいま議長より許可をいただきましたので、一般質問

の通告書によって質問をさせていただきたいと思います。

今回、4つの項目を上げております。1つ目、平成24年度決算についてということで、今回、決算書をいただき、中を見させていただいた関係で質問をさせていただいております。

1番、その中の1つとして、財政再建はできているかということをお尋ねいたしております。

続きまして、不納欠損についてということで、不納欠損が決算書の中にありましたので、それについての資料要求をいたしておりましたので、資料をいただいておりますので、その説明を各課長からお願いしたいと思います。

続きまして、3番目に、国民健康保険の繰越金についてということで、国民健康保険の繰越金が約110,000千円ほど出ているようでございます。その使い道についてお尋ねをしたいと思います。

続きまして、2番目に、学校給食についてということで、前回の議会の補正予算で給食センターの調査委託を予算化されたわけですが、その調査は終わったものかどうかお尋ねをいたします。

次に、現在の委託給食で不都合があるかどうかということについてお尋ねをいたします。

続きまして、3番目に、給食センターの整備より小・中学校の整備が先ではないかということで、特に中学校がもう大分整備が必要な部分があつて、それを待たせる状態でございますので、そういう関係で質問をしております。

続きまして、3番目に、指導主事についてということで、これは私も以前から質問させていただいております。佐賀県内で上峰町だけが指導主事を置いていないということで、やはり教育に支障があっているんじゃないかということで危惧しております。

それで、1番目に、指導主事がいないことによるデメリットはどういうものかということで質問しております。

2番目には、指導主事の会議とかがあっているというふうに思いますが、その会議には誰が出席をしているのかということをお尋ねしております。

続きまして、3番目に、指導主事を採用する気持ちはあるのかどうか、それをお尋ねいたします。

続いて、大きな4番目、企業誘致についてということで、ホリカワ産業跡地の問題ですが、その後の進捗状況をお尋ねします。また、そのほかの取り組みについて現在の状況をお尋ねしたいと思います。

以上、大きな項目4つでございますけれども、よろしく御回答のほどをお願いいたします。

○議長（中山五雄君）

それでは、まず最初に、平成24年度決算についてということで、その中の1番目、財政再建はできているかということで執行部の答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

3 番橋本重雄議員の平成24年度決算について、①の項、財政再建はできているのかというお尋ねにお答えを申し上げます。

財政再建、財政状態は本当に大丈夫かという素朴な疑問にきちんと答えるということは前の議会でも申し上げましたが、意外に難しいということで、財政状況は視点によっていい部分、悪い部分があり、この面でいいがこの面で悪いということがあるということは、議員もよく御存じのことだと思います。

そうしたミクロの視点を俯瞰して見る判断指標として健全化判断比率があり、この24年度末の決算では将来負担比率が97.2%（264ページで訂正）になりまして、一般会計、特別会計以外の債務については減らすことができた。

実質公債費比率につきましては、実質も起債制限比率も高いというパターンと実質は高いが起債制限比率は低いという2つの傾向が自治体であるようではありますが、本町は一部事務組合等の負担も大きく、下水道にも債務を抱えており、加えて実際の町債の借金償還もしなければいけないという意味で二重苦になっているという状況でございました。しかしながら、元利償還金は平成23年度530,000千円ほどをピークに減少を見ているところでございます。

現在も、まだ地方債許可制移行基準団体であるということのため、実質18%以下を目標とする財政健全化目標として、簡単に申し上げれば財政再建7合目というような言い方ができるんじゃないかならうかと思っております。公債費負担適正化計画に沿って計画的に今年度からホップ・ステップ・ジャンプで財政再建を確実なものにしたいということを申し上げさせていただきます。

○3 番（橋本重雄君）

答弁ありがとうございました。

今回、主要成果説明書をいただいておりますと、これを見ておりますと、一般会計、それから特別会計については収支的に赤字は1会計もなかったということで、ちょっと安心をしたところでございます。

その反面、一般会計においては単年度収支が若干三角になっておりますけれども、ほかの面につきましては、徐々にですけれども、改善の余地があるように感じております。実質公債費比率の20.5%、それから積立金の現在額が約5億円ですね、それから地方債も最近は交付税の見返り分だけの地方債しか発行をされておきませんので、現在額もだんだんと減ってきている状態になっておるようです。

ただ、今年度、これを見てみますと、経常収支比率が前年度に比べてちょっと上がっておりますのでございます。この経常収支比率の上昇の原因というのはどんなものか、わかればお答えを願いたいと思います。

○町長（武廣勇平君）

3 番橋本議員のお尋ねにお答えを申し上げます。

経常収支比率は、町の財政の硬直性を示すということで、経常的に占める経費の部分がどれぐらいの割合を占めるかという指標で議員御承知のとおりであります。24年度末の経常収支比率が23年度末に比べ相対的に高くなったということについては、これまで21年度、私が就任して以来3年、我慢をお願いしてきた時期がございました。その後、3年を経て24年には事業を始めたものが多々ございます。そうした事業への拠出というものがふえてくる部分にだけ経常収支比率が高まってくるということになったものと思っております。

以上です。

○3番（橋本重雄君）

今、町長がおっしゃるように耐える時代がありまして、24年度から徐々に事業も取り組んである関係で経常収支比率も上がったものかと思えます。

それで、一応財政再建というのですかね、それについては徐々に改善はしていっているんじゃないかなというふうに私も感じております。やっぱり起債を借りられないというような状態でございますから、なかなか思い切った仕事ができない部分が多々あると思うんですけれども、やはりある程度、投資的な経費は投資していかなければ、だんだんだんだん脆弱になっていくような状態になるというふうに思いますので、特に経常的な経費については十分吟味して予算をつけていかれるようお願いしたいと思います。

一応、財政再建については、ある程度の努力は見られますので、この項はこれで終わります。

○議長（中山五雄君）

答弁は要りませんか。（「はい、要りません」と呼ぶ者あり）

そしたら、次へ進みます。

不納欠損についてということで執行部の答弁を求めます。

○税務課長（白濱博己君）

3番議員の平成24年度決算、不納欠損についてということで各会計の不納欠損の明細ということでございました。

税務課におきましては、一般会計の分、それから国民健康保険の分、特別会計の分、2つの徴収をしておりますので、お手元に資料を差し上げておりますが、それに沿って説明をさせていただきますと思います。

その前に不納欠損でございますが、税の公平性から考えますと好ましいことではございません。しかしながら、地方税法によりますところの法に基づき徴収を努力した中で、どうしても取れないという分につきまして不納欠損をさせていただいておるところでございますが、まず初めに時効消滅ということがあります。地方税法の第18条でございますが、5年以上たった分の時効でございます。この分がここのお手元の資料で110件ほどございますが、そのうちの103件が時効消滅によるものでございます。

続きまして、滞納処分の停止ということで地方税法第15条の7の4でございますが、この件につきましては、執行停止をかけまして執行停止後3年経過後に消滅するというこの分でございます。この件が5件でございます。

それから最後に、執行停止後、即欠損ということで、これは執行停止をした後に徴収権ができないというふうなことで町の判断による消滅でございますが、これが2件でございます。

ということで、お手元の資料でございますが、左側、住民税、それから固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税ということで、右側に合計がございますが、その合計につきまして説明させていただきます。

住民税の普通徴収の分、22件、1,437,600円。それから住民税、特別徴収の分、合計5件、159,200円。この分につきましては県民税も含まれております。これは、下の中ほどに県民税の分、町民税の分、町県民税合わせた分ということで、合わせた分を掲げさせていただいておりますが、町民税の分は中ほど961,471円でございます。

続きまして、住民税の法人の分、528,500円、6件でございます。

続きまして、固定資産税の分、合わせまして33件、9,962,400円でございます。

軽自動車税の分、計で24件、181,800円。

それから、国民健康保険税の分でございますが、20件、5,600,700円でございます。

合計で、一番下の町税の合計を申しますと、110件、17,234,871円でございます。

その中で、一番上に理由ということで、生活困窮等々を掲げさせていただいておりますが、この件につきましては、地方税法に基づき町で不納欠損の基準、内規を定めておりますが、その中で生活困窮に対する権利の放棄ということでありますが、この件につきましては、滞納者——これは家族も含みますが、低所得、原則非課税である中で家庭の生活状況を調査を行い、税金を支払える状況にないと判断された場合に滞納処分ができる財産もないというふうなことでございます。

それから、生活保護の扶助を受けておられる方、もしくは生活困窮で資力回復も難しいと判断される場合、それから破産宣告を受けた方ということで、この件が下の合計で54件でございます。

続きまして、死亡者に対する権利放棄でございますが、滞納者が死亡し、その相続人が財産放棄をしているか、もしくは無資力またはこれに準ずる者ということで、合わせまして14件でございます。

続きまして、所在不明、これは職権消除、もう住所を町で消除している場合を含めますが、これは滞納者がどこにいるか所在が不明であると。強制執行することができる財産もなく、生活状況が不明であるということでございますが、これは8件と2件合わせまして10件でございます。

続きまして、法人等に対する権利放棄でございますが、これは会社等の存在がなく、確認

が不可能で解散された法人登記または解散登記はされておりませんが廃業した法人で将来、事業再開の見込みが全くないということで強制執行する財産もないという場合がございます。これが18件。

それから最後に、転出者への対応ということで、遠方在住の場合で連絡とか接触が困難な場合、また財産調査の結果も滞納処分はできないということで今後の納付が見込めない場合がございますが、この件につきましては14件ということで、合わせまして110件。

税務課としても本当に不納欠損はしたくないんですけど、どうしても法的にせざるを得ないという分につきましては今回させていただきました。今後ともよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○健康福祉課長（岡 義行君）

私のほうからも、不納欠損についての質問に答弁させていただきます。

健康福祉課といたしましては、後期高齢者医療の特別会計、お手元のほうに資料を配付しておりますけれども、その保険料で24年度、1件だけ2,300円の不納欠損がっております。これにつきましては、平成22年度分の後期高齢者の保険料分で、生活困窮者で2年の時効での不納欠損でございます。

以上です。

○振興課長（江崎文男君）

私のほうからは農業集落排水特別会計につきまして、資料の説明を申し上げます。

さきに提出してありました資料に基づき、説明を申し上げたいと思います。

平成24年度農業集落排水特別会計におきまして、平成11年度から平成17年度までの施設使用料未収金、計39件、2,354,282円を不納欠損処理いたしております。

対象といたしましては、平成18年度から佐賀東部水道企業団に徴収委託を行っておりますが、これ以前に町で賦課収納を行っていた時期の未収納分であります。

根拠につきましては、地方自治法第236条第1項の金銭債権の消滅時効5年によるものでございます。

それでは、資料に従って説明をしていきます。

理由別内訳といたしまして、生活困窮17件の1,236,295円でございます。所在不明につきましてが4件の77,700円。転出が18件の1,040,287円。計の39件で2,354,282円でございます。

処理区別にいきますと、前牟田処理区で3件の187,425円、堤処理区で2件の192,412円、坊所処理区で17件の964,495円、切通処理区で14件の923,475円、江迎処理区の1件の40,950円、三上処理区の2件の45,525円の計39件の2,354,282円でございます。

今後につきましては、佐賀東部水道企業団と連携を密にし、滞納者の情報を共有し、不納欠損処理となることがないように努めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○3番（橋本重雄君）

資料を作成いただきまして、どうもありがとうございました。

今説明があったとおり、不納欠損が一般会計で17,234,871円、それから農業集落排水事業で2,354,282円、それから後期高齢者の医療保険で2,300円ということで、合計しますと19,500千円程度になるわけでございます。

もう、これは法的にできることでございますので、それをとやかくは言いたくありませんけれども、やはり納税者はみんな一生懸命努力して納税をしておるわけでございますので、時効等5年の期間があるわけでございますので、それ前までにある程度の手だてを打って、不納欠損にならないような努力を職員の皆さんにはしていただきたいと思います。

これだけの不納欠損を決算上、上げるわけですので、町長としてどういうふうな気持ちかお尋ねいたします。

○町長（武廣勇平君）

3番橋本議員のお尋ねでございます。

不納欠損は、法律に基づきやらねばならない分はございますけれども、納税者の皆さんが税金を納めていただく納税の公平性というものが、今、議員のほうから意見としてありましたが、本町におきまして不納欠損処分をする際の明確なルールというものを課内で設けておられますので、生活困窮者に対する権利放棄、死亡者に対する権利放棄、所在者不明に対する権利放棄、法人等に対する権利放棄、転出者への対応という、このルール、基準に基づき、どうしても取れない部分にのみ欠損処分せざるを得ないわけですので、そのルールに基づき今後とも対応していくよう課にも指示をしていきたいと思っております。

○3番（橋本重雄君）

職員の皆さんは一生懸命努力をされていると思います。

それにしても、そういうことでいろいろな問題が出てくるわけでございますので、今後とも不納欠損にならないような努力をつけていただきたいと思ひまして、この項を終わります。

○議長（中山五雄君）

答弁は要りませんか。（「結構です」と呼ぶ者あり）

次に進みます。

国民健康保険の繰越金についてということで、執行部の答弁を求めます。

○健康福祉課長（岡 義行君）

橋本議員の平成24年度決算の第3番目、国民健康保険の繰越金についてということで答弁をさせていただきます。

まず、国民健康保険の特別会計の過去3年間の繰越金につきましては、平成22年度108,000千円、平成23年度120,000千円、平成24年度が111,000千円ということで、1億円強の繰越金があっております。この繰越金を平成23年度、24年度につきましては、基金のほうに10,000千円ずつですけれども積み立ております。

この基金の内容を報告しますと、平成22年度までは、100千円以下は省いておりますけれども、50,000千円ありました。平成23年度に10,000千円を積み立てまして60,000千円になり、平成24年度も10,000千円を積み立てまして70,000千円になっております。

平成24年度の月ごとの収支というのを会計のほうでつくっておりますけれども、この収支でいきますと、年度当初の5月期にいきますと、このときは80,000千円の繰越金を平成24年度のほうに繰り入れております。この80,000千円を繰り入れたところで5月期は収支の残は33,000千円でございます。また、12月末のときは120,000千円、全額の繰越金を入れまして、この12月末の収支の残というのが51,000千円ということでありました。こういうふうで120,000千円の収支の残を入れて51,000千円というような月のことの収支残ということになっております。ですので、次年度というか本年度の資金収支にとっても、この繰越金というのは重要なところではあります。

ただ、この繰越金が幾らというようなことで考えておりますけれども、1億円強が妥当かどうかということでもありますけれども、本年度の9月の補正で繰越金を全額計上しております。その全額の計上をしまして、若干の支出のほうに充当はしましたけれども、その残につきましては、現在、予備費に97,330千円の補正を上げております。それによりまして、9月補正後の予備費の額というのは、103,637千円ということになっております。

この103,637千円、これがそのまま繰越金ということにはなりませんけれども、これを今後の医療費等の伸びを考えながら、12月、あるいは3月の補正を計上しまして、最終3月の補正で23年度、24年度は10,000千円の基金の積み立てでございましたけれども、今年度25年度につきましては、この積み立ての額を会計管理者とも協議をしながら、少しでも多くの額を基金に積み立てをしたいと思っております。

以上です。

○3番（橋本重雄君）

国民健康保険の繰越金について、今説明をいただきましたけれども、国民健康保険につきましては特別会計でございますので、大体、独立採算制というかですね、その国民健康保険の会計の中で税金や補助金やその他のもので運用をするわけでございますので、そしてまた、その当該年度については、要するに被保険者によって運営をしていくわけでございますので、これはずっと長いスパンで整理するものではないというふうに感じております。

それで、国民健康保険税につきましては、私も前回もお話をしましたけれども、民間の企業さんの健康保険に比べたら、結構割高に感じるわけです。それで、1億円近くの繰越金を出しているならば、その年度についてある程度保険税のほうを減額はできないものかどうか、お尋ねいたします。

○健康福祉課長（岡 義行君）

国民健康保険税の減額ということの質問なんですけれども、先ほど各年度の繰越金を説明

いたしましたけれども、これを単年度収支で考えますと、単年度収支、本年度の繰越金から前年度の繰越金を引いた額でいきますと、平成22年度はマイナスの19,900千円、平成23年度は11,900千円、今年度平成24年度はマイナスの9,000千円ということで、単年度収支でいきますと、そんなには伸びはありません。

繰越金はずっと今までの額が積み上がったところの繰越金が111,000千円ということになっておりまして、ちなみに平成18年度の繰越金は71,000千円、平成19年度が77,000千円、平成20年度は98,000千円ということで、若干ではありますけれども少しずつこのころから伸びてきて、今、120,000千円というような繰越金の額になっていると思っております。

以上です。

○3番（橋本重雄君）

今の答弁では、税金のほうは、はね返りはちょっとできないというような答えでございました。

なるほど、単年度でいけば、そんなふうにめちゃくちゃ余った状態ではないというのはわかりますが、何せ金額をやはり見ますと、1億円とかいう繰越金があって、それをまた予備費の中に、今回もそうですけれども、1億円とかというような金額を入れると、余りにもちょっと予備費が多過ぎるんじゃないかというような感がするわけですね。それで、そういうふうな質問をしているわけですが、さっきも課長がおっしゃったように、税金のほうにはね返りができないとすれば、これは何かの不測のときに、いつでも利用できる財政調整基金のほうに積み立てをされるということが一番妥当じゃないかというふうに思いますので、さっきもおっしゃいましたように、会計管理者と協議の上、基金のほうに積み立てをされるように要望をしておきます。

以上です。

○議長（中山五雄君）

答弁は。（「要りません」と呼ぶ者あり）はい。

では、大きな2番目に進みます。

学校給食についてということで、給食センター調査委託による結果はということで執行部の答弁を求めます。

○教育課長（小野清人君）

橋本議員の学校給食について、給食センター調査委託による結果はという御質問でございます。

本調査委託につきましては、7月24日に佐賀市内の業者と契約をいたしました。工期が9月30日までとなっておりますので、現在調査中で、結果としては10月に出る予定でございます。

以上です。

○3番（橋本重雄君）

学校給食についてということで質問をいたしてございまして、今の答弁は、要するにまだ事業が終わってないということでございますので、それはもういたし方ないことでございます。

実は、学校給食というのは、うちの給食センター自体が老朽化し、また備品についても買いかえの時期に来ているというような問題もあって、経費節約も兼ねて民間委託になったというふうに感じております。

それで、2番目になりますけれども、現在の委託給食で不都合というのは、どういうものが不都合なものかをお尋ねします。

○議長（中山五雄君）

橋本議員、これ、もう2番に進まれたわけですね。（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）
もう1番は結構ですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

○教育課長（小野清人君）

橋本議員の現在の委託給食で不都合はあるかという御質問でございます。

現在の形態には、平成20年6月に鳥栖給サービスと契約を交わしまして、平成21年4月から配食を行っております。

平成21年当初は、食材についても鳥栖給サービスのほうに一任しておりましたが、給食がおいしくないという苦情が児童・生徒のほうから出ましたので、平成22年度からは町の栄養士が地元の業者に直接食材の発注をいたしまして、現場に納めるようになりました。現在もそのシステムで動いておりますが、現在は給食がおいしくないなどの苦情は聞こえておりません。

不都合という点でございますが、特段ありませんが、強いて言えば、佐賀市久保泉から配送をしてまいりますので、調理現場では熱々のものが学校現場では多少温度が下がるというふうなことが不都合と言えるかなと思っております。

以上です。

○3番（橋本重雄君）

今の答弁では、そんなに不都合というのはないような答弁でございましたので、安心しましたけれども、給食センターを調査をするということについて、要するに目的といいますか、調査をするということは、今、給食をやっていないところを再度調査して、また利用しようというような気持ちがあるから予算を上げられたと思うんですけれども、この不都合がないのに、どうしても給食センターを調査する必要があるのかどうか、お尋ねします。

○教育長（矢動丸壽之君）

3番橋本議員の御質問にお答えしますが、今、小野課長が言いましたように、熱々のものを食することができないというようなことがあると言いました。

不都合な点という、その不都合というものについての解釈を私は考えているわけですね。

ども、今現在、鳥栖給サービスに委託をしているわけですが、この委託のところでお金を払っているんですけど、これに町単費の配膳員が入って、町としては出しているわけでございます。だから、委託費そのものとしては計上されてないけれども、配膳員の2名分は現として残っているわけです。そういうものを考えると、川久保のほうから持ってきていただくということなくとも、うちに施設が現にあるわけですので、使えないものかというふうに考えて、そういう財政上に町にとっての負担をかけているわけでございますので、これがもし委託費だけでいけるのであれば、やっていいんじゃないかということでは思っているわけではございます。

そして、やはり保護者からもそういうふうな熱々のものを食わせてもらえないかというふうなことも出ておりますものですから、そして、いろいろ議員さんのほうからも質問も過去に出ておりましたものですから、調査させていただいて、使えるものか使えないものかどうか、そして使えるとすればどのようにすればいいかということで、今、課長が申したように調査をしていただいているわけではございます。

7月段階のところでは何とかかなりそうだというタイムテーブルなども概略示していただいておりますので、であるならば、少し動かしていただくということで、いろいろと検討をさせていただいているところです。要するに、子供たちにおいしい、自分の学校で料理したものを食べさせてあげることができたら、それがいいなという気持ちからさせていただいております。それが出発です。

中学校は配送をするわけですから、今とそれほど変わりはないわけです。まあ近いという違いはありますけれども、配送するということは変わらないわけですが、小学校においては、自分の校地内でつくったものを食することができるというような考えを持ってとり進めさせていただいております。

以上です。

○3番（橋本重雄君）

温かいものを子供さんに食べさせるのが一番のそれはいい方法だとは思いますが、この給食センターを休止した経緯を見ますと、経費の節約とか老朽化とかということになりましたので、もしこれを新たに再開するとなれば、今、何か配膳員さんか何かの2人の負担が要るからというふうな話ですけども、それぐらいの話じゃなくて、結構お金がかかるんじゃないかと思うんですけども、その点はどうですかね。

○教育長（矢動丸壽之君）

お答えします。

そういうもろもろのことを今検討させていただいて、うまくいけないものかということを考えておる。具体的には、むしろ、もう3番のほうに入っておられるのかなという気もいたしておりますけれども、いろいろと検討をさせていただいているところでございます。

（「はい、わかりました。3番目です」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

そしたら、3番に行きます。

給食センター整備より小・中学校の整備が先ではないかという質問があつております。執行部の答弁を求めます。

○教育長（矢動丸壽之君）

学校給食につきまして、3番、給食センター整備より小・中学校の整備が先ではないかという御質問にお答えさせていただきます。

確かに、優先順位ということですが、児童・生徒が学業をする上では、衣食住ありますけれども、食も住もこれはどちらも大切なものございまして、どちらが先かということ、これは、どちらも先で、できるならば一緒にできないものかというのが私の率直な気持ちでございまして。

優先順位の考え方ということがありますけれども、やはり今すぐしなきゃいけない緊急度というものもありますし、それからいろんな方々から、もう要望がたくさん上がってきて、それはやっぱりすぐ取り組まなきゃいけないんじゃないか、あるいは経済的にも余裕も出てきているならばそれもいいんじゃないか、そして、もうあと、この場合ですと委託期間が迫っております。時間的なものもあります。そういうふうなもの、いろんなものが絡み合って優先順位がつくのではなかろうかと思っておるわけでございます。

私は、教育委員会でお話をさせていただいておりますけれども、それから保護者とのお話も伺っておりますけれども、要求度が非常に高いものですから、平成27年の3月で一応鳥栖給食センターとの契約が切れますので、時間的にも詰まっておりますものですから取り組まさせていただいているということで、経済的な面は何とかクリアできないかと検討させていただいているところでございます。

先ほど要望につきましては、7月に学校給食の運営委員会を開かせていただきまして、保護者の方々、学校関係者、いろんなところから御意見をいただいております、その中の委員さんの声ですけれども、もうこれ、6年過ぎたら卒業してしまいますから、この学校給食、給食センターで給食を受けていた子供さんたちが、ずっともう卒業していなくなって、あの当時のおいしかったというものを知っている者がいなくなって寂しくなるね、できたらまた戻してもらえんだろうかということ、給食センターでもう一度おいしい給食をつくって食べさせることができないだろうかと。あるいは、今、委託で来ているデザートなどは、店でつくってカップに入ったものが並んで来る。給食センターでは自分たちが手づくりで刻んでデザートをつくっていた、あの味をもう一度食べさせていただくことはできないだろうかというようなお話が委員会の中で出てきておまして、それであるならば、何とか私どももできるならば、そういう保護者、委員さんたちの声も聞いて行けないだろうかというふうに思っ

ております。時間的に迫ってきておるものですから、ちょっと取り組みを進ませていただいているわけでございます。

それからまた、これは私が就任する前の議会で、昨年9月議会でございましたけれども、議員さんからの質問の中で、答弁に前教育長は給食センターに関する質問に、将来に向かってはもう一度センター自体について考えていかんばいかなじゃないかということで答弁させていただいて、これは教育委員会で話し合いをしてそういうふうに答弁しておられますものですから、私どもは教育委員会の方針としてもう一度給食センターを何とか考えていかなきゃいけないというふうに考えたわけでございます。

教育委員会で話をされていて、委員さんたちはできるならばそうしてやろうと。それで、ただ、ポイントは、今よく問題になっているといいますか、新聞をにぎわしていますアレルギー問題があると。これを自校方式で従来のようにやっていくと、このアレルギー対策というのは難しい問題があるから、これは専門のそういう会社のほうに委託をしてきちっとして、アレルギー対策も万全にとって、そして給食センターで開いていただくようにしてもらえんかと、これが教育委員会での話でございます。できるならばそうしてほしいという話で進めまして、私はそういうことも考えながら、いろいろと検討をさせていただきたいというふうに思っております。

だから、経済的な問題、それは確かに中学校がもう27年度から実質、計画を立てて、実際28年度ぐらいから改修に入っていくかと思えますけれども、それほど負担をかけないでいける方法を模索できないか、それができるのであればいいんじゃないか、計画を進めていいと私は思っております。

教育委員会としても、できるなら給食運営委員会の話も伝えておりますので、ぜひ……（「時間がありますから、いいです」と呼ぶ者あり）はい、わかりました。どうも。

そういうことで、とり進めさせていただいているということを御理解いただきたいと思います。

以上です。

○3番（橋本重雄君）

教育長さんが答弁されるようなことは、わかることはわかるんですよね。ところが、今、上峰町の状態は、財政的にそんなに余裕のある状態じゃないわけじゃないですか。それで、実施計画をちゃんとつくって来年は何をする、次の年は何をするというような計画書をつくってやられるわけですから、急に思い立ったような状態で整備を考えるということについては、これは計画性がないというふうにしか考えられませんが、町長としてはどういうふうな考えをお持ちか、お尋ねします。

○町長（武廣勇平君）

3番橋本議員のお尋ねであります。学校給食は、これは私が平成21年に就任する前から、

保護者の皆様方から、当時、自校式でにおいが立ち込める中でお昼の時間を迎える子供たちの学校給食を、行革推進プランという行政改革のプランがあったと承知しておりますが、進められたということで、保護者の皆様方の当時の反応は、行政が一方的に期限を区切ってやったということで声をいただいたものでありました。

そこから、できればよりよいこの体制を、今の委託方式の中で行えないかということで、学校給食法に定める栄養管理の職員等も町で雇用を栄養士としてしながら、要するに県からの職員が引き上げるわけですので、町で雇用しながら、また食材についてもこれまでの町内での業者を利用して発注を行うように指導し、また当時、議員の方も立ち入りをいただき、つくっていた時間が実は一番お昼の時間に最後につくる、要するに30分で届くんですかね、何時間までに、要するにつくってから時間が定められているんですが、実は一番最初につくられていて、随分冷え込んだお昼を子供たちに提供していたということの改善をこれまで見てきたとおりです。これは、ひとえに栄養士と教育委員会の対応がよかったからだと思っております。

仕様書と契約書の中身も違ってしまして、今、教育長申されましたように、配膳員については明記されていない。誰が配膳をするか、委託業者はそれは聞いてないということですね。そもそも行革の面からも、そこはちゃんとてんびんにかけてもう一度検討する必要があるかということで今検討されているものと思っております。

また、保護者の皆様方からは、この間、学校給食のお話し合いに参加しましたがけれども、依然として自校式に戻していただきたいというお話があったところです。

今、佐賀県内でどういう状況かといいますと、自校式給食、もしくは給食センターということですが、委託をしているのは吉野ヶ里町さんと本町だけ。吉野ヶ里町さんは副食だけと聞いています。米飯まで委託しているのは上峰町だけだということでありまして、完全給食を全て委託しているというような状況にあります。

流れとしては、各市町とも給食センターで責任を持って町が安全・安心な、またかつ地域の地産地消の観点から地元の食材を利用して子供たちに安心・安全の給食を届けるということを行っていくというのが流れでございまして、学校給食の業務運営の合理化について文部科学省の体育局の通知があると聞いていますけど、自校方式の給食センターが基本であるということの中で数校共同の共同調理場、その後に民間委託の方法というふうに順番的になっておりまして、より子供たちにとって安全・安心な給食体制というものは、やはり自校式が望ましいというところでですね。

まずは、財政的な部分もございまして、事業費、イニシャルでどれぐらいかかるか、またランニングでどれぐらい予測しなきゃいけないかということを検討していただいている最中だと理解しています。

○3番（橋本重雄君）

答弁ありがとうございました。

じゃあ、ちょっと方向を変えまして、要するに給食センターをつくるとすれば、経費も結構かかると思うんですけども、財政面で可能かどうか、企画課長のほうに答弁をお願いします。

○町長（武廣勇平君）

済みません、先ほどの質問につけ加えて、ちょっと思い出してお答えさせていただきたいんですが、根拠としましては、この部分がちょっと答弁漏れがあったと思いますけど、総合計画にも書いてございます、食育、また給食体制の充実を図るというふうには私、この計画をつくる段階でここに示した記憶がございますので、御参照いただきたいと思います。

○企画課長（北島 徹君）

給食センターのお話でございますけれども、私どもが所管しております中期財政計画にも載っておりませんので、私からはどういうふうに申し上げたらいいか、ちょっとちゅうちょしておりますけれども、今、先ほど熱心に保護者、それから子供さんたちのことを考えた上でそういう検討を今教育委員会でされていると。ただ、中期財政計画の中では中学校の内外装が103,000千円、それから小学校の南校舎の内外装が52,000千円、そのうち本町の持ち出しが中学校で71,000千円、小学校で35,000千円。それに加えて、この内外装工事の対象外、廊下は対象外だそうなので、廊下が傷んでいるという話があります。ただ、それは内外装の対象外だそうなので、そういう対象外の部分が出てくるとすると、実際にはその金額は膨らむと。3分の1の補助プラス町単独分が出てくると、そういうふうなことで心配しております。ですから、お金には限りがありますので、それはどういうふうに考えられるかというのは、町長が決められるということだというふうに思っております。

ただ、1つだけ私見では、私の考えではございますけれども、もともと給食センターを民間委託にしようと考えられたときには、今、議員おっしゃったような、いろんな行革に対する意見書を町民の代表の方々からいただいて、それに基づいて行革大綱をつくっておられます。その中の実施計画の中で民間委託ということをされておりますので、できましたら少し、そこら辺は非常に検討していただきたいというふうに慎重にそういうふうに考えております。

以上です。

○町長（武廣勇平君）

橋本議員にお答えを申し上げます。

私は、この行革大綱至上主義で財政状況が随分よくなってきたことは理解するところです。これからの4年間は議会の御提案と町民、住民サービスの拡充に向けて行っていきたいと申し上げてまいりました。

かつ、行革にこれはつながっているかという検証も必要だというふうに思っております。先ほどの配膳員の観点から、また財政状況、今後のイニシャルとランニング、どれぐらいか

かるのかを把握した上で今後は検討を続けていただきたいと思います。

以上です。（「はい、わかりました。次に進みます」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

3番目に入ります。指導主事について、指導主事がいないことによるデメリットはということで質疑があつております。執行部の答弁を求めます。

○教育長（矢動丸壽之君）

3番の橋下議員の指導主事がいないことによるデメリットはということでお答えいたします。

この指導主事の件につきましては、昨年12月の私が最初にこちらに、いわゆる参会したときに尋ねられたことで、繰り返す部分があるかと思しますので、少しはしょって話したいと思います。

これまでの指導主事の役割というのは、もうもっぱら教育課程、あるいは学習指導その他教育指導の充実に従事するもので、活動としては指導助言を中心としてまいりました。

昨今、社会が大きく変化している中で指導主事の役割というのは非常に大きくなってきておりますし、また再認識しなければならないわけですが、まず第一に地域ごとの学校独自のカリキュラムをつくっていく、これが非常に大事なんですけども、そういう指導助言が求められている指導者が上峰町にいない、指導助言する、学校カリキュラム編成するときの指導助言者がいない。

それから、開かれた学校づくりの学校経営について校長と、あるいは教頭と一緒にやって開かれた学校づくりをする、この指導助言もできていない。

さらには、地方分権が進む中で指導主事には地方行政の一員としての役割遂行の責任もあると、地域住民の方々とも積極的に触れ合っていかにゃいけない、それをできないで教育委員会の職員でやっていると。本来、その専門的な活動ができる指導主事がいないということで、上峰町の住民の皆さん方にいろいろやっていく、そのこともできないでいるというようなことが上げられております。私は、そういうふうに感じております。

それからさらに、これは新しい取り組みになっておりますけど、佐賀県教育委員会が人事異動の方針を大きく打ちかえてまいりました。それは、平成19年に地方教育行政の組織及び運営に関する法律、これの一部を改正されまして、人事異動は市町村は近隣の市町村と協力して地域における教育の振興を図るため、教育委員会の共同設置、だから言うなれば三神地区で行っていますけど、神崎市から鳥栖市からみやきの、神埼郡の市町ですね、この合体で人事異動を考えてください。この内申に基づき、県は異動を考えていきますよと。

単純にわかりやすく言いますと、隣のみやき町は小学校が4校あります、中学校が3校あります。だから、ここに大ざっぱにざっくり言いますと、そこに小学校、中学校の先生を何

十人、あとはその町で配置してください。これが一番わかりやすいと思います。厳密には、ある程度の枠が入ってまいります。そういう話し合いを三神地域人事異動協議会というのが、そういうのができ上がるんです。これは平成27年度人事、つまり平成26年度末、来年の年度末の人事はこれによって動くということになってまいります。ですから、これを考えていかなければならない。その構成メンバーは市町教育長、学校教育課長、東部教育事務所指導官、管理主任ということになります。

学校教育課長、これは教育経験者の課長でございます。本町にはそういう課長さんはおられません。一般行政職の課長さんですから、この会議にはかたれない、指導主事でなければ入れないということになっておりますので、そういう三神地区には教育長1人ということになってまいりますので、指導主事をぜひ置いていただかんといけないということであります。そういうデメリットがあるということを御理解ください。

以上です。

○3番（橋本重雄君）

今、教育長の答弁がありましたように、やはりデメリットというものが当然あると思いますので、なるべく早急にデメリットを解消できるようにお願いしたいと思います。

じゃ、次の2番に進んでください。

○議長（中山五雄君）

次に進みます。

指導主事の会議には誰が出席しているのか。

○教育長（矢動丸壽之君）

橋本議員の2番の指導主事の会議と誰が出席かについてお答えいたします。

まず、この指導主事が出席する必要な会議というのは、県教育委員会が主催するものでございます。

時間がないので、端的に申しますと、平成24年度、その年度によって若干差がありますがけれども、25回開催されました。内容は、教育指導に関するもの、それから行政事務に関するもの、あるいは人事、同和教育、人権同和に関するものなどがございます。

それから、本校には初任者が小学校、中学校おりますので、その初任者研修の指導者の研修会、あるいは初任者研修その人たちの講習会があります。そういうところにも必要に応じて行きますし、学力向上対策があります。

誰が参加していたかということは、もう御承知のとおり、学校教育課長でございます。どうしても職種によりましては、担当部署の係長がいい場合もありますので、年に四、五回は行っています。本当に教育課長には多大な負担をかけたというふうに思っておりますし、現在も今、負担をかけていることを承知、本当に御苦労さんと思っております。

以上です。（「大体わかりました。次、3番に進んでください」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

3 番に進みます。

指導主事を採用する気持ちはあるのかという質問に対して、執行部の答弁を求めます。

○教育長（矢動丸壽之君）

採用する気持ちについてお尋ねいただきました。

もう採用していただきたいと、100%も200%、300%もあります。したがいまして、町長部局にお願いをしております、来年26年度については、こういう状況でありますので、つけていただけるという回答をいただいておりますので、ちょっと胸をなでおろしているところでございます。

以上です。

○3 番（橋本重雄君）

念願の指導主事が採用予定ということでございますので、私も安心しました。

それでは、この項を終わります。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

4 番、企業誘致について、ホリカワ産業跡地、その後の取り組みはということで執行部の答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

3 番橋本議員の 4 番の質問、企業誘致について、ホリカワ産業跡地、その後の取り組みはという項がございます。

ホリカワ産業跡地につきましては、先般、議員全員協議会、6 月11日に跡地を太陽光発電事業用地として活用を行う旨を報告させていただいたとおりでございます。6 月13日に鳥栖土木事務所と協議を行い、平成26年度以降の土地の活用については、太陽光発電事業として活用を考えている旨の報告及び今後の事務手続の協議を行わせていただいております。

また、7 月10日には一般質問の提案もございました、町商工会員より太陽光発電事業の事業提案を受け、それまで他の事業者の皆様方の御提案を総じて検討しながら比較検討し、現在の財政状況では多額の費用を投資することは不可能という理由により、町が発電事業者となる町商工会の事業提案でなく、貸借契約をもとにする事業提案で実施を検討するというところで民間業者と覚書の締結を7 月26日に行っているところでございます。

また、太陽光発電事業の内容、町と協議の情報、また太陽光発電設備の仕様等は秘密情報とするという内容の覚書でございますし、また加えて、太陽光発電事業として成立すると判断した場合には、土地の一括借り受けをすると、また事業者が提案した事業を利用して第三者と交渉を行わない、また契約締結前の費用負担をお互い請求しないということで覚書の有効期限1 年間を交わしているところでございます。

事業の流れとしましては、提案書を作成され、現地の測量に入られ、案件の立案、場所の選定、設備の選定、工事負担金の把握後に設備の認定を経済産業省のほうに受けられ、接続契約の締結を受けるのを25年2月の計画で現在進めているところでございます。

以上です。（「26年じゃなか」と呼ぶ者あり）25年と書いています。間違った、失礼しました。これは済みません、失礼しました。

私の手持ちの資料は一般的なフローチャートの図のようございまして、現状は、済みません、先ほど時系列の部分は訂正させていただきますが、提案書の作成、現地測量、設備、案件の立案、場所の選定、設備の選定、工事負担金の把握、設備の認定後の接続契約の流れの中で、現地測量の手前にあるというところで御理解いただきたいと思います。

○3番（橋本重雄君）

今、答弁がありましたように、ホリカワ産業の跡地については一応メガソーラーのほうを設置していくという形でいいわけですね。

それで、町財政において一番のやっぱり根本的なことは、収入の増ということが一番の問題だと思います。

それで、最近の企業誘致の話とかはあっているかどうか、ちょっとお尋ねします。

○町長（武廣勇平君）

企業誘致につきましては、これまで県の企業立地課に冊子をつくっていただき、適地の掲載をしていただいたり、インターネット等の掲載を行って、これまで立地の促進に努めていただいてまいりました。

また、県工業開発推進協議会等の東部地区懇話会等においても意見交換会をした記憶がございます。

これまでの取り組みで今後町内に企業誘致を行うには、町有地がございませんので民地への誘致ということになります。小規模な、例えば遊技場だったりスーパーマーケットだったり、そうしたところのお声は私自身にはございますけれども、マッチングすることまでは地権者とできるということで、これまで幾度か地権者の方々とお会いし、業者の皆さんを御紹介したことはございますが、それ以降の協議でうまくいっているところは今ないというような状況でございます。

○3番（橋本重雄君）

今の答弁では、今のところは新しい企業が来るというふうな話はないということでございますが、今後、町長も上京とかされるわけでございますので、そういうときには、やはり県のほうの都道府県会館のほうの職員さんたちがいらっしゃいますので、そういう話なんかもやっぱり聞いてこられて、そしてまた県庁のほうにも足を運んでもらって、一社でも多く上峰町に立地できるように努力をしていただきたいと思います。

これで、以上、質問を終わります。

○議長（中山五雄君）

橋本議員の質問が全て終了いたしました。

お諮りいたします。一般質問の途中でございますが、ここで休憩したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。よって、2時45分まで休憩いたします。休憩。

午後2時27分 休憩

午後2時45分 再開

○議長（中山五雄君）

再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

○6番（岡 光廣君）

皆さんこんにちは。6番岡光廣がただいまより一般質問を通告書に従ってさせていただきます。

今回は3項目ということで、第1項目として、副町長就任後の所信表明についてということをお伺いしてまいりたいと思います。

これにつきましては、昨日、同僚議員のほうからも質問がありましたけれども、質問要旨としては、これからの上峰町の町づくりということを基本について、就任後、日にち的には浅くはございますが、お考えをお聞かせ願いたいと思います。特に、ちょっと括弧書きして、基礎的な町づくりの計画の考えということも踏まえて質問をしてまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願い申し上げます。

2番目に、町有地の未利用地の管理状況についてということで、この件につきましては資料をいただいておりますけれども、今後の利用計画と今後の取り扱いをどのようにされていくかということをお尋ねしてまいりたいと思います。

3項目め、これからの町づくり計画についてということで、第1項目として、農業の環境整備について、2番目に企業誘致の進捗状況と基本的考えと今後行政の取り組みについてお伺いしてまいりたいと思います。この企業誘致につきましては、一部同僚議員のほうで質問いただきましたので、この分は省きまして、それ以外の件を極力お尋ねしてまいりたいというふうに思っております。

第3点として、町道の整備計画について。これは町内の件と、それとこの間協議をされました中津隈黒木線ですか、この件についてもあわせてお伺いしてまいりたいというふうに思っております。

4点目、県道の整備進捗状況と今後の対応ということで、上峰町内にもやはり整備しなけ

ればいけない路線も一応要望事項もありますので、この辺についての進捗状況をお伺いしてまいりたいと思います。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中山五雄君）

それでは、まず、副町長の就任後の所信表明についてということで、執行部の答弁を求めます。

○副町長（八谷伸治君）

皆様こんにちは。岡議員の御質問にお答えいたします。

きのうの一般質問の中で、副町長として就任してからの印象や気づきを答弁させていただきました。その中で、財政健全化を進めながら行政運営を行うことの難しさを感じていると申し上げました。これからの町づくりにおきましても、財政健全化を意識しながら、各種施策を展開していくことが肝要だと認識しているところでございます。

本町におきましては、平成24年3月に「飛躍・共生・協働」を原則とし、6つの分野目標を掲げた上峰まちづくりプランを策定し、今後の町づくりの目標、目指すべき方向を町民の皆様にお示ししたところでございます。これから町づくりを進めるに当たっては、このプランを視野に入れながら、財政状況を勘案して、客観的に優先度の高い施策から実行していくことが大切だと思っております。

もちろん、その過程におきましては、町民の方の御意見を十分に把握し、また議員の皆様方との議論を重ねながら、各種政策を展開していくことは言うまでもありません。限られた財源や人員の中での施策展開となりますので、国や県の助言を受けながら事業を進めることや補助金等を活用することなどが大事になってくると思っております。このため、県との連携は欠くことができず、町と県とのパイプ役として県からの情報収集や県の担当者等との橋渡し役になること、これが私の役割の一つだと認識しているところでございます。

また、町長と私との役割分担により、町長には外交といいますか、町のトップセールスマンとして、私は内政といいますか、役場内のことをというような形を確立し、町長のサポート役となることも私の重要な役割であり、効率的な町政運営を進めるためには欠かせないことと思っております。

まちづくりプランの将来像であります「みんなでつくる元気創造拠点・上峰」の実現のために、子育て支援や教育、高齢者福祉、農業を初めとする各種産業の振興、安全で安心して暮らができるための防災対策など、各種施策の推進に取り組んでいく所存でございます。

以上でございます。

○6番（岡 光廣君）

回答ありがとうございました。昨日の分と多少違う分が大分内容的に加わってきたようでございますので、内容的に濃いほうを少しずつ一応お尋ねしてまいりたいというふうに思っ

ております。

この町づくりの方向性という、次の具体的な方向性ということをお考えであれば、一応お尋ねしてまいりたいと思います。

特に先ほどの回答の中におきまして、上峰町の町づくりについては、まちづくりプランに添って具体的に取り組んでいくということで今言われておるわけですがけれども、特に今回、重点的に副町長さんのほうにお尋ねしていきたいのは、現在、まちづくりプラン、第4次総合計画が実は立っているわけですがけれども、その中において、やはりもう既にスタートとして計画に添って、具体的な計画を行政のほうでも一步一步進むために、現在、計画をされてきているというふうに思います。

それで、特に今回、町長さんも第1回目の施政方針、これについては、一応、同僚議員のほうも施政方針に添って取り組んでほしいと御意見が昨日出ていたようでございますけれども、何か今現在就任されて、いろんな今までのまちづくりプラン関係をお目通しをさせていただいたと思いますけれども、具体的にどのような方向から取り組んでいくお気持ちを持っておられるか。もしなければならぬ結構ですがけれども、あれば、こういう点に今後、町づくりの将来的なことを考えて、第1段階として取り組んでいきたいという点がありましたら、よろしく願いを申し上げます。

○副町長（八谷伸治君）

岡議員の御質問にお答えします。

町政は広い意味での町民の方の福祉の向上を目指していることから、ある特定分野だけを推し進めるのではなく、広範囲にわたる住民ニーズに対応していくことが必要だと考えているところでございます。先ほど答弁させていただいた中でも申しましたが、本町の現状や課題を考慮しながら、客観的に優先度の高い施策から推進していくことになろうかと思っております。

以上でございます。

○6番（岡 光廣君）

ありがとうございます。

基本的には、いろんな財政状況を見ながら優先度の高いものから取り組んでいくということで捉えました。それで、一応私のほうが現在、この上峰町の町づくりの方向性ということで、以前も何回となく述べてまいりましたけれども、上峰町のインフラ整備ですね、この辺について、この施政方針にも載っておりますけれども、第1回目の施政方針の中にも、町長のせてありますけれども、農業分野とか工業分野、そういうのを触れられております。

この農業分野では、第1次構造改善事業ということ、それから第2次構造改善事業で、農業の近代化が図られていく。要するに上峰町の基本的な町づくりの第一歩をスタートしているということが第1点ですね。

それから、工業分野におきましては、大字堤地区の東部中核工業団地、船石の工業団地で
すね、そういうところを昭和40年代から50年代にかけて整備をされて、今現在、上峰町の町
づくりの基本的な形ができてきたものということで、当時の先輩たちが農工並進ということ
で町づくりを実は進められていたということは十分町長さんも御存じということであります。

そういうことで、今後の将来的な町づくりを進めていくためには、やはりここで本当に今
の現状で、将来的なことを考えて整備がされているだろうかという点を考えたわけですが、
ども、完全にインフラ整備ができていうふうには私はまだ現在思っておりません。特
に農業地帯、工業地帯については、ある程度の整備は進められておりますけれども、農業地
帯の中におきまして、水田地帯については整備が十分されてきております。それで、畑作地
帯については、まだ十分ではないというふうに私は思っておりますので、その辺について、
今後、投資的なインフラ整備ということで、やはり農業自体が、今後の農業振興を図って
いくためには、ある程度総合的な整備体制をとられて実施していくべきじゃなかろうかとい
うふうなことを捉えておりますので、特に副町長さんの場合は、県のほうで農業分野とか、い
ろんな企画面とか一応経験されてきておりますので、町内において整備されていないのは、
畑作地帯の分が今だかつて一つも整備対象にのっていないと。非常に水田地帯におきまして
は、第1次、第2次構造改善、それから現在、それ以上の農業振興を図るために、フォアス
事業を率先して取り組んでいただいております。これは私としては上峰町の町づくりについて
は非常によいことだというふうに思っておりますけれども、畑作地帯については、やはりな
かなか取り組んでもらっていないのが現状であります。

そういうことで、まちづくりプランにおいても、以前、農業地帯の整備からずっと経過を
して、要するに上峰町のマスタープランの作成、それから第3次計画から今度第4次計画と
いうことで、第4次計画におきましては、町長さんが十分自分の行政手腕を発揮できるよ
うな計画になっているというふうに私は思っております。

それで、まだ未整備のところを思い切った整備をやっていくためには、町長さんと副町長
さんの連携をとりながら、県との連携をとりながら、農業基盤整備の最終仕上げを今任期中
にやってほしいということで希望して、今回の質問をしたわけでございます。

そういうことで、農業地帯の水田地帯については、一応の整備が確立されていきますので、
今度、畑作地帯の基盤整備等を十分考えながら取り組んでほしいというふうに思っておりま
すので、専門的な知識を持っておられる副町長さん、この辺についてよろしくお願い申し上
げます。

○副町長（八谷伸治君）

答弁をさせていただきます。

畑作地帯における農業づくりにつきましても、今後、振興は非常に大事なものと思ってお
りますので、民間活力等も生かしながら振興できるよう努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○6番（岡 光廣君）

ありがとうございます。

そしたら、最後の質問ということで、今後、副町長さんに御尽力をお願いする場所について、一応御提案申し上げたいと思います。

特に今まで西峰地区一帯については、非常に畑作地帯で上峰町の農業基盤を支えた位置でございました。そういう中において、要するに町の発展とともに、やはり西峰地帯は、例えば、住宅地帯とか、農業地帯とか、混住の中において、農住環境というのを一応今推し進めていただいておりますけれども、この西峰地区一帯の東西2号線以南については、中間については、何一つ手つかずの状態です。今日まで実は来ておるわけでございます。そういうことで、3号線周辺についての農地の基盤整備、この件について、いろいろ県との調整をしながら、いろんな国としても基盤整備については重点的に予算等も組んで取り組んでいくということを示す方向で、現在、政府のほうでも検討していただいておりますので、そういう点を研究しながら、できるだけ町の財政を少しでも抑えて整備できるような方向で、一年でも早く整備できるように調査研究をして取り組んでいただきたいことを希望して、この項を終わりたいと思います。

○議長（中山五雄君）

答弁は要りませんか。（「要りません」と呼ぶ者あり）

次に進みます。

町有地の未利用地の管理状況についてということで、執行部の答弁を求めます。

○企画課長（北島 徹君）

岡議員の質問事項2の町有地の未利用地の管理状況についての質問要旨、有効利用計画と今後の取り扱いはという御質問でございます。まず私のほうから少し御報告、御説明をさせていただきます。お手元のほうに資料を提出しておりますので、資料によりまして、現在までの経過と状況などを説明申し上げます。

それでは、資料のほうをごらんいただきたいと思います。なお、御質問の中では、町有地の未利用地というふうな表現でございましたけれども、資料につきましては、利用形態が定まっていない町有地という、余りはっきりしない表現にしておりますけれども、完全に未利用地ということでもない部分が多うございましたので、そういう表現にさせていただいております。この点は、まず御了承をお願いしたいというふうに思います。

それでは、お手元のほうに資料を4枚差し上げていると思います。1から3まで、それにそのおのこの番号の地図をつけております。両方を見比べながらごらんいただきたいと思います。まず1番目、井手口地区の中の尾団地の中に、地番が2516-72という宅地の633平米、これは議会のほうでもいろいろと御審議願っております県の住宅公社から寄附をされ

ました下水処理場の跡地でございますけれども、これにつきましては、この一部を県の航空機騒音測定局舎、機械を置いてあるわけですが、局舎の設置場所として利用をいたしております。それがこの633平米のうち、およそ130平米。残りにつきましては、年間通しまして企画課のほうで一応管理をいたしております。それで、議会の振興常任委員会からの御提言もございますので、今後、その整備については、検討をしていきたいということで、町長さんの指示もございまして、上屋だけを今現在のところは壊しておりますが、今後、その後のことも検討していきたいというふうに思っております。

次に、2番でございますが、井手口の2512-45と46、これが45が雑種地47平米、46が宅地62平米ということで、16年の3月19日に町のほうが売買によって取得をいたしております。これは黒く塗っておる左側付近を町有地として売却をいたしておりますけれども、その残地というふうに書いております。少し詳しく申し上げますと、これを売却するときに、右側のほうの区画がずっとございまして、ここがずっと昔の住宅地でございますが、この住宅にお住まいの方たちと町のほうで協議をされて、この左側の土地との緩衝地というような形で残されているというふうに聞き及んでおります。ちょっと済みません、今の2番目は、大きい左のほうの道路のような形状をしておりますが、ここがドラモリのすぐ北側でございます。

それでは、3番でございます。下坊所、J Aが造成しました団地2112-1他2筆、雑種地458平米ということで、これにつきましては、この開発の際に、J Aのほうから寄附をされております。場所でございますけれども、この薄く黒く塗っておるところが、その当該地でございますが、右側のほうに、上から下のほうに下っているところ、これが小学校のほうからずっと下って、新道のほうに下っていくところでございます。その黒く塗っているところの上のほうに線が走っていますが、これは高圧線の部分でございます。これにつきましては、開発の後に町のほうに寄附をされまして、団地のほうで管理をしていただきながら、団地のほうで使っていただきたいというふうなことで、町とそれから地元の団地のほうで協議が調っておるということで聞き及んでおります。

私のほうからは以上でございます。

○6番（岡 光廣君）

ありがとうございます。この未利用地ということで、いろいろ詳しく説明していただきましてありがとうございます。

この第1点目、ナンバー1につきまして、まずこの分からお伺いをしたいと思いますけれども、現在は上屋の取り崩しということで、行政の財政状況を見ながら取り組んでいただいているということで、一歩前進しておるわけですが、今後の計画としてどのような計画で進まれるか。特にこの件につきましては、町長さんの判断が一番になってくるというふうに思いますので、町長さんはこの中の尾団地の跡地の件について、どのようにお考えか、

この点からまずお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○町長（武廣勇平君）

中の尾団地の2516－72地番の633平米は、県住宅供給公社からの寄附のところを、昨年、3カ年計画で駐車場にかえていくということで、要望を議会の皆さんの紹介もありまして請願としていただいております。その方向で計画をつくるということで進めているところです。以上です。

○6番（岡 光廣君）

この中の尾団地につきましては、町長が御答弁していただきましたとおりに、駐車場として利用していくという方向で進めていくということですので、どこの箇所についても一緒ですけれども、利用していただく場合、口頭的に約束をされていくものか、ある程度取り決めの的にしていけるものか。やっぱりその辺がこの管理上で、ずっといろんな地区においては役職が大体かわっていくという場合もございますし、その辺の管理体制がうまくいかない点もあります。そういうことで、この駐車場利用について進めていくということは非常にいいことだと思いますので、管理をどのようにして地元のほうとやっていけるか、その辺をお伺いしたいと思います。

○町長（武廣勇平君）

この管理については、他の町有地における駐車場の状況というものと比べながら、請願をいただき、紹介を議員の皆様方もしていただき、請願が採択されているという状況も踏まえ、皆様方への報告はもちろん、住民の皆様方の協議を踏まえて御報告をしていきたいと思っております。

現在のところは、まだ私自身はそういう管理体制についての絵はございませんけれども、町有地でございますので、町が住民の皆様方に委託、管理をお願いすることになるか、また町として管理しながら、その形態をちょっと考えていきたいと思っているところです。済みません。

○6番（岡 光廣君）

この2番目の件について、ちょっと内容的にお伺いしたいと思います。

この分については、ちょうど境目でいろんな状況が発生して、これだけの土地が出てきたというように思っております。現在、どのような方向で利用されているか、その辺をお伺いしたいと思います。

○企画課長（北島 徹君）

現在の利用の状況というお話でございますけれども、この地図をちょっとごらんいただいて、各6件ございますけれども、この6件の宅地の並びでずっと区切ったような形で、例えば、2512－33番地の宅地のそのままの並びの部分はこの33番地の方が花を植えたり、一般的には花、それと若干の野菜とか、土地については狭うございますので、基本的にはそういう

ような形で花を植えたり、若干の野菜を植えたりということで、その方々が管理をしてくださっているという状況でございますが、この左側に字図の線がございますが、この左側の字図の線の内側のほうに側溝がございます。その側溝の右手にブロックがついてあります。そのブロックがついてあって、そこに盛り土がしてあって、ここからこっちが個人さんの宅地と、こっちが町有地という、ですから、俗にいう猫の額みたいな形でずっと1戸ずつあるというような状況でございますので、そのときの話し合いの結果といたしまして、各家のほうで、その分については花などを植えて管理をしていただければというふうに話になっていたということで、現在そのような使い方といたしますか、利用方法になっております。

以上でございます。

○6番（岡 光廣君）

説明ありがとうございます。今後、そのような形で利用していただいているというふうな有効利用を今後ともしていただくような方向でしたらいいんじゃないかというふうに私は思っております。

この件につきましては、これで終わります、次に3番目のほう、よろしくお願いします。移っていいでしょうかね、3番目に。

○議長（中山五雄君）

わかりました。答弁が先でしょう。

○6番（岡 光廣君）

回答は要らんです。（「時間のもったいなかね」「3番」と呼ぶ者あり）そんなら、お願いします。

○議長（中山五雄君）

今要らんというと、企業誘致のことやろう。（「違うよ」と呼ぶ者あり）いやよか、ちょっと進みます。大きな3番、進んでいいでしょう。

○6番（岡 光廣君）

はい、それでよろしいですかね。

○議長（中山五雄君）

だから、答弁を求めていいでしょう。もう要らないですか。

○6番（岡 光廣君）

そしたら、一応、3番の下坊所団地の北側ですね、この件がちょっと重点的にお聞きをしていきたいわけでございます。特に今回、毎年クリーン作戦とか、いろんな面で一応実はやっておるわけですが、非常に各地区とも、要するに集落の横とか公民館の横とか、いろんな土地の有効利用ということで、各ほかの地区についても、いろんなことで行政のほうがお助けをして有効利用を、例えば、駐車場とかなんとかを利用する方向で、非常に地元としても助かっております。

この場所につきましては、特に水路関係、水路ののり面関係については、特に農地・水保全管理事業において、地元の役員さんとか会員さんが協力して管理、今現在、積極的に努めていただいておりますけれども、この団地の北側の道路の横、特に高圧線の下になりますけれども、そこが要するに今現在、草を切った後については、車をとめる人が割と多いわけですが、それ以外に、特に梅雨時期とかなんとか非常に草等も繁茂するわけですね。そういうことで、地元のほうとしては地元のほうで管理するということで、一応町のほうから管理するということで利用させていただいておりますけれども、特にこの場所については、どうしたものか、最近、非常に利用する人が多くなっているわけです。例えば、住宅地以外の方でも大分とめられる場合が非常に多く、月によっては何日か出てきております。せっかくこの土地が一応町のほうに寄附されてあります関係上、地元の方に有効に利用していただくために、ほかの地区についても、例えば、部分的に整備等を実際やっていただいておりますけれども、基本的には地元のほうで、区のほうで管理するという建前において、その整備を若干行政としてもお考えになっていただきたいという要望のもとで御質問をしているわけですが、例えば、バラス散布ぐらいはして、この団地が相当ありますので、30戸ちょっとぐらいありますので、それと要するにいろんな周りの人とかなんとかが利用できれば、この土地というものは有効に生きてまいりますので、そのバラス散布等の整備ぐらいは町のほうでお願いできればというふうなことを希望されてもおりますし、その辺についてのお考えをお聞きしておきたいということで、今回の質問上げたわけでございます。その辺の御回答をよろしくお願い申し上げます。

○企画課長（北島 徹君）

先ほど議員より現状の悩み事といいますか、困っている点ということで教えていただいたわけでございますけれども、まず、この町有地につきましては、先ほども申し上げましたようなことで、私どもも聞いておりましたので、よければまず地元の区長さん、それから地元の団地の世話人さんがいらっしゃるかどうか、ちょっとわかりませんが、いらっしゃれば、その方とどういったふうな形態を希望されるのか。それをそういうふうな話を私のほうでまず聞きまして、副町長さん、町長さんのほうに上げてまして、その方向を定めていきたいというふうに思っておりますので、少し時間いただきまして、うちのほうからまず区長さんと地元の団地の世話人さんのほうに接触させていただきたいというふうに思っておりますので、方向といたしましては、この団地の方たち及び区の世話人さんたちが希望されるような形で何とかしたいというふうには思っておりますので、少し時間をいただければというふうに考えております。

以上でございます。

○6番（岡 光廣君）

ありがとうございます。

この件につきましては、地元の区長さんに一応お話を実は私も接触しております。現在、その団地の世話人さん、評議員さん等と協議をしていただきまして、できるだけいい形で進んでいったらというようなことも一応言っておりますので、今後ともそういうふうなお話があれば、行政のほうとしても前向きに検討していただくことをお願いして、この項を終わります。

○議長（中山五雄君）

先ほど岡議員さんには御迷惑をかけましたけど、私は通告書だけ見ていたものですから、資料求むの中の資料の中での質問やったわけですね。（「はい、済みません」と呼ぶ者あり）

それでは、3番目のこれからの町づくり計画についてということで、その中の1番、農業の環境整備についてということで執行部の答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

6番岡議員の質問でございます。これからの農業についてのお尋ねでございますけれども、これ恐らく今、前段でお話しになられた三上地区と思いますが、以前、かねてから言われていますとおり、畑作地への振興策がなかったということと、またあわせて水はけが悪い状態だという状況にある中、民間の開発等で住宅がふえ、依然として上峰町の人口増につながっているという意味では、これまで造成ができるような環境を整備してきた先達の皆様方の御尽力のたまものというふうに理解しているところであり、この三上地区につきましては、生産年齢人口を拡大する上でも、また畑作地の振興農地、農業振興についても、大変効果が高いエリアだということを申し上げましてまいりました。

適切な民間誘導を進めるということで、総合計画にうたっております。民間企業でこの開発を行いたいというところがあるやに聞いておりますので、その企業との接触をしながら、今後検討をしていきたいということで、前回答弁を申し上げました。その後、住民課にも来られたそうございまして、私のところにもその企業さんいらっしゃいまして、いろんなことをおっしゃっておられましたけれども、最終的には道路の問題になるかと思います。また、下水道の問題になるかと思います。比較的財政状況が厳しいことをお伝えをした上で、財政の負担がかからないようなところから開発を始めていきたいということで企業さんもお考えいただいているところございまして、三上地区の定住促進を進める上で、非常にありがたいお言葉をいただいたと。引き続きその開発の計画が今後上がってくると思っておりますので、今、案をつくられていると思いますので、その提案を受けて、どういうふうに判断するか、また報告をさせていただきたいと思います。

○6番（岡 光廣君）

ありがとうございます。

この件につきましては、当初からずっと1回、2回、3回ということで、関連ということ

で質問をしてまいりました。特に基本的には、まず町長さんも十分頭に入れていただいていると思いますけれども、この路線だけが何一つ手つかずの状態であるということは十分御認識というふうに思います。

私も長年、町づくり関係について、整備関係について、微力ながら取り組んでまいりましたが、現在、この路線だけは何一つ手つかず、要するにどのようにするかということも、もちろん昔いろんな問題もありまして、道路拡幅の問題について、なかなか厳しい状況が続いていたことは行政の方も十分認識されているというふうに思います。しかしながら、やはり時代の流れとともに、今、専従的になっている高齢者の方も出てきておりますし、地元としては若手のほうが率先して農業面に力入れている人も多くあります。

そういうことで、この路線については、できるだけ早急な整備を求めるわけでございます。特に畑作地帯については、いろんな整備で今日、いろんな住宅地として発展をして、町の開発の一番しやすいところというふうに思いますけれども、公共機関も近くて、1キロ圏内とか、そういうふうなところがやはり病院とか学校、役場、非常に近いということで、近年、整備されたところについては、いろいろと開発が進んでいるのが現状でございます。

やはり今後、道路を整備することによって、農業振興面及び将来的な町づくりですね、これに貢献するためには、どうしても今の現状からいけば、ここだけが一番のネックになってきたんじゃないかと。特に十分町長さんも御存じのとおり、道路関係についても、後ほど内容的には触れていきますけれども、神埼北茂安線の問題も徐々に話も進んできておりますし、それで、財政財政ということであれば、何一つ今後取り組んでいくことがうまくいかないというもので、やはり先達の先輩たちの考え、やはり重点的に効果を出していくためには、将来的なことを考えるならば、この路線といつも申し上げておりますように、西峰地区の南北の道路の問題も申し上げてきたというふうに思います。これをすることによって、総合的に全体的な道路網の整備関係が恐らくある程度確立されていくんじゃないかというふうに思っておりますので、投機的にインフラ整備を、やはりこの路線については、まず今後計画に乗せて取り組んでほしいという要望で、今回特にこの点を挙げているわけです。

そういうことで、最終的なこの点について、本当に町長の行政手腕として、将来的な上峰町の今後いい方向に取り組んでいくためには、やはりこれに取り組む姿勢をここで示してほしいということが一つです。それで、まず、財政状況もありますので、まず調査費をつけて、この路線をまず現状を把握して、中長期計画の中にのせていただく段取りをとってほしいというふうに思いますけれども、調査費の計上についてどのようにお考えでしょうか。よろしくをお願いします。

○町長（武廣勇平君）

岡議員の御質疑、るる御提案をいただいたものと思いますが、こうして議場でいつもやりとりをするところで、岡議員の現地の全てを全部把握しているわけではございませんで、2

号線の調査費、要するに整備の調査費、全て西側まで（「南」と呼ぶ者あり）南も、神埼北茂安線の接続道路もということですね。そういう内容であれば、多額の財政負担を伴うということで、この厳しい状況の中で、民間誘導、民間の開発を促進するということで考えるべきだということで、先般、企業様にもお伝えをし、三上に開発を行いたいという企業様が来られた場合には、そういう4号線周辺の話をしていただいたりもしているところです。

費用がどれぐらいかかるものかということをもまず私自身が把握する必要があると思っておるのがまず1点目で、その把握が終わった後、財政負担が大きいものであれば、今、誘致、民間の定住エリアとして、開発の誘導をできるようなエリアからまず始めていくというのが2つ目だと思います。その後にやはり道路整備し、神埼北茂安線の接続ということで、もちろん今言われた調査等の費用を上げることは並行してできるかもしれませんが、開発に向かう過程で、どのタイミングで調査等を行うかということは、まず先ほど申しました、今ある道路周辺の誘致、また道路を開発せずとも行える開発等を行った後で行っていくべきだということで、ちょっとわかりにくい言い方になりましたが、今発言を受けて考えたことでございます。

○6番（岡 光廣君）

ありがとうございます。

はっきり受け取ることができませんでしたが、具体的にこの路線については、一応この調査費を組んでほしいというのが東西3号線の件です。具体的に申し上げます。

南北については、いろいろ問題もあろうというふうに思いますけれども、これが要するに農業の振興を図るための農道整備の基盤整備の第一歩というふうに思っておりますので、この道路の整備の調査費用ということを計上をお願いできないか、予算を組んでいただけないかということです。

この費用につきましては、いろんなことがわかりませんというふうな感じで言われておりますけれども、西峰関係の三上地区については、東西2号線までの南北の2本の調査費をつけて、実際調査をしておられますので、向こうの場合は宅地等が非常にありますけれども、それよりも高くなるということは恐らくないというふうに思います、調査費用としては。素人が見てもですね。そいけん、一つの費用の面につきましては、十分振興課のほうで把握されているというふうに思いますので、恐らくこの件については、将来的なことを思うならば、せめて計画に乗せるためには、やはり調査費をつけて、実際調査をやって、そしてしないと具体的な計画が作成できないというふうに思います。そういうことで、恐らく費用というものは向こうが見ても4分の1もかかりはしないだろうというふうに想像できますので、この辺について、今後、将来的な上峰町のことを考えて、どのようにお考えされるか。

もう1つ申し添えておきますけれども、この路線につきましては、現在、地元のほうとしても、100%まではいきませんけれども、同意書類に一応署名をされております。そしてご

くわずかの方が、我々の力でできない、行政のほうの判断を仰がなければいけない、我々で回答できない問題があるから、印鑑を押されていないだけであって、これは行政が今までの大先輩あたりが各町長さんをやってきて、一つやるためには、町づくりをするためには、いろんな障害物があるのは当然なことでございます。そこまで地元のほうが段取りをとってやっておられますので、あと2件ほどありますけれども、この分については、行政のほうから十分説明をしていただければ印鑑を押していただけるような方向になっておりますので、そこまで準備ができておりますので、そういうところを踏まえて、調査費ぐらいの計上はできないものか、再度確認したいと思います。

○町長（武廣勇平君）

岡議員の地元の状況を詳しくお伝えいただきまして、本当にありがとうございます。

私が先ほどわかりにくい表現で申し上げましたのは、この大規模な開発を民間の企業が行う際には、町道をみずから整備されて、後で認定を行っていただくみたいなやり方をされている業者もおありになるということで、やはり民間の資金を活用して考えたいというところも前提に私持っておりますので、今後いろいろな協議の中で、なるべく町負担を減らす方法として考える必要があるということで、はっきりとここで町道の整備を行うということを申し上げるつもりはないことで話しました。まずは町負担のないところの開発を優先していただけるのであれば、それをしていただき、その後、地元の皆様方の御意見が先ほどありましたけれども、その後の話だというふうに思っているところです。

○6番（岡 光廣君）

この件につきまして、私もいろんな立場で役職をしてきたときに、開発をされるときに、一応メンバーとして加わっていろいろやってきたわけです。基本的には道路、要するに宅地開発等をする場合は、できるだけ行政に負担をかけなくてできるようにということで、業者のほうに理解を求めて、この道路関係をつくっていただくということで、何回となく私もそのような場に地区の役職のときにやって、例えば、現在しております、基本的には行政側としては6メートル道路を基本に最低考えておるということでありますけれども、その当時、幹線から集落内に行くまでには、できるだけ歩道をつけて約7メートル確保しなければいけないということで、地元は地元なりで地域をうまくするために、そのような考えで取り組んでいるわけでございます。

それで、基本的にはできるだけ民間活力を利用して、町負担を少なくしていくと、これは行政のほうとしても当然なことだと思います。そして現在、開発して業者から町のほうに道路を移管して町道認定するということが今までは基本的に行われてきたのは事実でございます。

それで、一つここで角度を変えて、ちょっとこの道路に関してお伺いしたいと思いますけれども、この道路の件について、認定をするためには、どのような条件等があるかどうかと

いうことを、今までは開発業者が一応行政に無料で提供して町道認定ということでありましたが、現在どのような制約があるかどうかということと、現在の道路の台帳整理を平成24年度、道路関係の1級道路関係、2級道路関係、その他ということで、いろいろ道路台帳の整備をされましたけれども、この認定についての基本的な制約等がどの辺にあるかということをもっとお尋ねしておきたいと思います。

○町長（武廣勇平君）

道路の認定についての手続、制約については、詳細、振興課長のほうからお話させていただきますが、その前、先ほどちょっと加えさせていただきますけれども、3号線については、順番として、先ほどそういう考え方を申し上げましたけれども、まずは現状でどれぐらいの整備費がかかるか、私がまず把握しなければいけないと思っていて、それがどれぐらいの町負担につながるかということ把握することは、まずここで申し上げることはできると思いますので、これまでの2号線の整備のときの予算、当然、防衛予算が入っていると聞いていますけれども、そうしたのを把握した上で考えていきたいと思っております。

詳細は振興課長のほうから制約については申し上げます。

○振興課長（江崎文男君）

先ほどの岡議員さんの質問の中の町道の認定等についてですけれども、これにつきましては、上峰町の道路規則というものがございまして、道路区分につきましては、1級道路、2級道路、その他の道路ということになります。基本的に1級道路につきましては、都市計画で決定された幹線道路、それと主要集落、戸数50戸以上と、それを密に關係する主要集落と結ぶ道路。集落と主要交通流通施設等、いろいろずっとあります。また2級道路もあります。ただ、多分西峰の3号線等を認定する場合は、その中のまずはその他の道路ということになってくるかと思います。その他の道路につきましては、集落の25戸以上の相互間の道路とか、町道同士を結ぶ道路とか、いろいろありますので、3号線につきましても、あとその南にあります4号線を見てもらうとわかりますけれども、4号線も町道認定されております。そういう中でいきますと、両端の町道を結ぶ路線としてありますので、3号線についても町道認定の対象になるかと思います。

以上です。

○6番（岡 光廣君）

ありがとうございます。

詳しく説明していただきました。以前、住宅地とか、幹線を結ぶ道路とかいうことで、やはり三上地区の北についても、その中間に農地等がいっぱいあるわけですね。そういうことで、狭い道路についても、請願を受けて町道認定をして現在進んで、財政上の問題で今現在工事がストップ、できない状態にありますけれども、そういうことも踏まえて、実際、現在手つかずの状態の東西3号線ですね、この件についてどうかということをも要するに明確にし

たいためにも、ひとつ今言っているわけです。

それで、この中で、それが今、江崎課長のほうから言われましたので、あればってん、実際の路線認定の中においても、今、東西3号線が現在2メートルの農道になっているわけです。それで、この台帳等を見えますと、やはり幅員が2メートルちょっとぐらいのところも要するに実際載っているわけですね。そういうことで、今回、東西3号線も町道としての正式に路線認定を受けることができないかということで今質問をしているわけですが、今の課長の答弁で詳しく理解できましたので、今後どのように取り計らっていかれるか、その辺だけをお伺いできましたら、この項は終わりたいと思います。回答よろしくをお願いします。

○町長（武廣勇平君）

今、振興課長が申しましたとおりでございます。考え方としては、先ほど私が申し上げました内容のとおりでございまして、その点重複しますが、答弁とさせていただきます。

○振興課長（江崎文男君）

先ほどの1級、2級、3級の道路のお話と、あとその規則の中に町道認定の条件ということで、第9条がございます。その中身を見ますと、先ほどから言われています一つ、要するにその路線に対する用地の関係もついているわけでございます。中身を見ますと、実際あの道につきましては2メートルしかないということで、基本的には町道認定としては最低4メートルという基準もございますので、その条項から申し上げますと、第9条の第3項のほうに、拡幅等工事による用地については、区長が関係者分を取りまとめた上で、用地買い取りに全面的に応じるという条文もあります。そういう中で、先ほどから言われています、今同意のほうを区長さんのほうにはお願いしているところでございます。

以上です。

○6番（岡 光廣君）

ありがとうございます。

現在、いろんな条件等が今ついているということで、また再度詳しく示していただきました。現在、4メートルというふうになっているわけですが、この中に4メートルというあれが、それも少ないのが実際載っているわけですね。そいけん、その辺は要するにどのようなことで載っているものか。正式に24年の3月に作成されているわけですよ。（「時間もわかる」と呼ぶ者あり）はい。2.19じゃいやったかな、平均の道路幅の。土地は広いところもあるですよ。ばってん、（発言する者あり）はい、ここにちゃんと書いております。幅員が2.16のところ。（発言する者あり）そいけんが、今先ほど私も言いましたとおりに、農道が2メートルでしょうが。それと地域関係が道路整備することによって開発されてきているということで、町道認定はできはせんやろうかということで実はしたわけです。

それで、2号線は十分もう半分ぐらい道路整備することによってできております。4号線

も今2件できております。その合い中で、要するに全体的に幹線道路へ結びつく範囲内に入っているから町道認定はできないかということを前提に一応質問しております。

○振興課長（江崎文男君）

先ほど私が説明しました町道認定条件の第9条の中の第1項に、全幅4メートル以上を確保するように推進を図ると。また最低でも4メートル以上の実延長が70%以上確保することができるという条文もございますので、その路線がどの路線かはちょっとあれなんですけれども、全体的に100%の4メートルとまではいかない条文もここに書いてありますので、ちょっとそこら辺もよろしくお願いいたします。

○6番（岡 光廣君）

次から次、明確なところが出て、非常に私も実は勉強になります。たしか道路地図等を見れば、図面から路線等を見れば、十分そういうように理解できます。

そういうことで、基本的にはこの道路というのは行政側としては6メートル道路ということとを前回したときにお示しをさせていただいております。これは内容的にはもう触れませんが、町のマスタープランにおいても、十分路線としては載っていることでもありますし、条件等は十分備えてきているというふうに私も理解しておりますので、あとは要するに一番ネックになるのが、地元の同意書であるというふうに思います。

地元の同意書は先ほど申し上げましたとおり、もうほとんどの方が印鑑を押されて、ただ、あとは行政がちょっとそこに加わってすれば、運ぶ状況まで実はなっておりますので、この分はいろんな問題があります、行政も関係した問題があります。特に、なぜ調査費をつけて実現できる方向で検討してほしいかというのは、既にここは国調もびしゃっと終わっているわけですね。この路線は全部、国調も終わっておりますし、行政でないと解決できない状況でありますので、あと2件については、要するに私も要請があれば出席をいたします。区長さんも、それと地元の役員さんも同席して、そこに行っても結構です。ただ、行政が入らんならば、何一つ一歩前に進まん状況でありますので、その辺を十分理解して、この将来的な上峰町のいい町づくりを進めていくためには、今回の町長さんの2期目の一つの大仕事として、これに取り組んでいただきたい。というのは、先代の方もずっとそれをやって、1次、2次、それで前回までずっとやってきておられますので、上峰町の最終的な基盤整備の道路網の整備、農業振興のための農業振興の基本的な、基礎的な整備を、今の武廣町長に大きく期待をしておりますので、ぜひとも調査費をつけて真剣に取り組んでいただきたいということを切に希望しますので、再度調査費はお考えになるか、よろしくお願いします。

○町長（武廣勇平君）

皆様方の御期待に添えるように努力をしていきたいと思いますが、考え方としては、先ほど申し上げたとおりの考え方で進めていきたいと思います。

財政状況の改善も目まぐるしく好転をしているところでございますし、ぜひ効果の高い事

業については進めていかなければいけないという視点は持っております。財政だけを改善させて、住民サービスを全く拡充しないというつもりはございません。特に子育て、子供に対する支援、また住民サービスの向上につながるところで、優先度の高い事業については、財政の範囲で少なからず進めていくというふうに考えておりますので、議会との議論を大切にしながら進めていきたいと思っております。

○6番（岡 光廣君）

これで最後の質問に移りますので、よろしくお願いします。

特に地元のほうとしても、これは真剣に実は取り組んでいただいております。そいけん、先ほど何回でも述べますが、この町づくりの一環として、町の計画にも正式にきちっと載っておりますので、やはり当然、行政のトップとして真剣に考えて取り組んでいただきたいということを切に希望しますことを第1点。

それと、今後、この道路については、担当が振興課でありますので、行政側としても、課長さんにも御苦勞をかけると思いますが、この用地の調査するための同意書については、やはり課長さんで対応できる分もあるかもしれませんが、私が内容的に聞いた範囲内においては、最終的に町長さんの判断が一番大であるというふうに思っておりますので、担当課としては、区長さんのほうとよく相談しながら、もし交渉の段階、話し合いの段階でいろいろありましたら、私も出席させていただきますので、その辺、前向きに今後取り組んでいただくお気持ちをお聞きしまして、最後の質問といたします。よろしくお願い申し上げます。

○振興課長（江崎文男君）

3号線につきましては、区長さんから問題点について、幾つか聞いております。それで、区長さんとも何回かお話をした経緯もございますので、先ほど議員さん申し上げましたとおり、私たちもそういうふうな区長さんの相談には全面的に協力はしていきたいと思っております。よろしくお願いします。（「次、お願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

岡議員にちょっとお尋ねしますが、これ2番、そのまま進みますか。（「はい、お願いします」と呼ぶ者あり）

そしたら、企業誘致の進捗状況と基本的考え、取り組みはということで質問がっております。執行部の答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

これからの町づくり計画について、企業誘致の進捗状況と基本的考えと取り組みについてお答えを申し上げます。

企業誘致につきましては、県企業立地課を通じての活動といたしておまして、県発刊の冊子「企業立地のご案内」へ町内適地を掲載しております。インターネットを活用した広報

活動といたしまして、本町ホームページ及び日経新聞の日経事業用地ナビへの掲載を行っております。また、3番目として、県工業開発推進協議会の東部地区懇話会におきまして、誘致企業との交流等がなされまして、それへの参加により意見、情報交換を行っているところ です。

加えまして、新しい取り組みといたしまして、鳥栖三養基地域連携事業の企業誘致部会活動 をことし1月から開始しており、各市町の企業誘致に対する優遇制度、雇用状況等の情報 交換、情報共有を行い、5月には鳥栖市で、8月にはみやき町で工業団地視察会を実施いた しております。今後とも町内に優良企業を誘致できるよう、関係機関との連携、協力を推進 してまいりたいと考えています。

以上で答弁を終わります。

○6番（岡 光廣君）

この2番の件ですけれども、企業誘致関係と進捗状況ということで、現在、西峰地区には お話が来ていたということと、現在、以前から井手口地区の件については、いろいろと前町 長さんのほうも即戦力工業団地ということで、いろいろ検討はされておったわけですが、1社 だけ今現在入ってきております。そういうことで、あの周辺について、町としては、もし来た場合は、具体的な町づくりの一環として、どのような、もし計画があれば、計画が なければ別に結構ですけれども、民間が進出して1社来ておるわけですが、あの周辺 についての、要するに町づくりの具体的な計画を持っておられるのであれば、その計画をお 聞かせ願いたいというふうに思います。

○町長（武廣勇平君）

即戦力工業用地というのは、県には申請はなされていませんで、即戦力工業用地という ものはなかったものというふうに理解している、あの井手口地区の土地でありますけれども、 ここについては、以前から佐賀市の設計会社さんからお話を聞くとところで、地元の皆様方、 地権者の皆様方とのマッチングまでは私ができると思っておりましたので、交渉をされたよ うでございます。この交渉は3回ほど行われまして、土地の形態、また下水道の状況やら、 実際の4回目に、売買か賃借かわかりませんが、その点の具体的な協議を始めようと された前段で、地元のほうからちょっと中止のお願いがあったということで連絡を受けてお ります。それ以降については、業者もしくは設計会社からそういう要望を私個人として受け たことはございません。

以上でございます。

○6番（岡 光廣君）

そしたら、確認という意味合いでちょっと質問させていただきます。

同僚議員が質問した中において、ホリカワ跡地の利用ということで、要するに今現在、土 置き場とかなんとかしても、契約を切るということで、新しく事業に入っていけますけれ

ども、きょう同僚議員に回答された内容で、今後、間違いなく進まれるかどうかということの再確認をしたいと思いますので、その辺もう一度お願い申し上げます。

○町長（武廣勇平君）

今現在、事業者と交わした覚書をお互いがたがえない限りは、この行程で進むものというふうに理解をしております。（「次、お願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

次に進みます。

町道の整備計画、括弧して隣接町との関連も含むと書いてありますが、執行部の答弁を求めます。

○振興課長（江崎文男君）

私のほうからは、岡議員のこれからの町づくりの計画についての中の町道の整備計画ということで答弁申し上げます。

今現在、町道の整備計画につきましては、皆様方にもお示しをしているものといまして、請願で採択を受けました三上北の町道三上2号線、ヤクルト住宅1号線及び三上北南北線の道路整備、それに町道下津毛三田川線の変則5差路の交差点改良でございます。また、先ほど議員のほうからも質問がございました西峰地区の道路整備につきましては、仮称ではございますけれども、西峰東西3号線並びに県道神埼北茂安線から西峰地区へのアクセス、南北の道路整備というようなところを把握しているところでございます。

先ほどから議員の質問の中でありました西峰地区につきましては、なかなか町道に認定するというのがどういうものか、私の判断的にいきますと、町道認定をするに当たっては、やっぱり何らかの予算措置の裏づけがないと、単純に町道ばかり認定しても非常に難しい面があるかと思います。

そういう中で、これはうちのほうで住宅マスタープランを作成しております。その住宅マスタープランの中に三上地区の現況ということで、先ほどの3号線、それと南北の道路のことも書かれております。私としては、3号線は、まだ2メートルの道路がありますので、あくまでも既成事実として道路そのものはありますから、それをどうするかというのは、今後、民間活用をするときに、こちらと民間との話の中で、それを幾らにするという話ができるんですけども、一番問題なのは、南北の道について、現在まずそのような道路がないところだと思います。

今までずっとミニ開発で、結構無秩序なミニ開発が出て、南北の道を見ますと、神埼北茂安線からいきますと、東西2号線までしかできる余地がないようになっています。その北のほうについては、ミニ開発によって全て家が建っております。そういう中で、南北の道について、このマスタープランの中を見ますと、町道認定じゃなくて、予定道路の認定というような文言があります。ただ、予定道路の認定が法的には何もないものですので、法的にいき

ますと、やっぱり町道認定せんと、法的な手段もとりませんけれども、ただ、先ほどから言いました、うちの財政的に言いますと、認定即予算措置というところがなかなか難しい面がありますので、まずは特に南北については、秩序ある開発の目から見ましても、何らかの形でそのような予定道路の認定的なものを先に計画をしておかんと、開発者が来て、どんどんどんどんされるおそれがありますので、それをある程度農業委員会とか、そのようなところでの一つの町の考え方としての統一をしておけば、ある程度規制ができるんじゃないかなと私はちょっと思うところでございます。

以上です。

○町長（武廣勇平君）

大変振興課としても、現状の状況を把握された上で、すばらしい考え方を示していただきましたので、そういう対応を町としても進めていきたいと思えます。

以上です。

○6番（岡 光廣君）

御回答、課長さん、町長さん、ありがとうございます。

私も現状を踏まえて、総合的に、やはり開発業者が来た場合でも規制できるような状態は実はつくってほしいということです。というのは、現在、三上の北部については、周りだけにはしたばってん、中のほうがなかなかうまくいかないということで、今言われた課長の説明は、予定道路の認定ということで、例えば、この東西3号線については、6メートルなら6メートル道路を基本的には町が考えているという形を、一つの線をぴしっとした形でつくっていただきたい。ほとんどの路線は6メートルで設定されておりますので、この路線についても、そのような形で設定をしていただいて、南北については、やはりどこでも一緒にすけれども、行政側としても、できるだけ連携を、神埼北茂安線が将来的に幹線的な道路になっていくということも言われておりますし、その会合に私も入っておりますので、要するに来年度は新しく向こうのほうの上部工もできるということも聞いておりますし、総合的にやはり南北の道路はできるところまではできるだけそういうふうな民間活力を利用しながら、要するに南北の道路をつないでいくという形で、行政側としても積極的に取り組んでいってほしいと。もし進出が来た場合、そのような形をとって、ぜひとも今課長の答弁された予定道路の認定は、一応正式に、町道認定はいろいろ条件が整ってなるというふうに思いますが、これをまず実現をしてほしいと、つくってほしいということをまずお願いしておきたいと思えます。

以上でこの項は終わります。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

県道の整備進捗状況と今後の対応ということで、執行部の答弁を求めます。

○振興課長（江崎文男君）

続きまして、県道の整備進捗状況と今後の対応ということで、答弁申し上げます。

今現在、本町におきまして、事業路線として動いておりますのが、先ほどから言われている県道神埼北茂安線でございます。この県道につきましては、事業の進捗状況と今後の対応につきまして述べさせていただきます。

工事につきましては、みやき町のほうで行っております、本町におきましては、鳥栖土木事務所により、加茂交差点から九丁分までの区間、これを26年度からの事業化に向けて土木事務所としては準備をされております。本年度につきましては、県の単独費をつぎ込まれ、加茂の交差点の地権者に対しての用地買収と、先ほど申し上げました加茂から九丁分区間のボックス等が大体7基計画をされておりますので、そのうち2から3基をことし設計をして、来年度事業がもし採択すれば、そのようなボックスのまず工事を行っていきいたいというような回答をいただいております。

以上です。

○6番（岡 光廣君）

ちょっと時間がないので、簡単に申し述べておきます。

この道路整備については、県道関係については、要するに行政側としても県のほうに積極的に働きかけをされていると、また協力もされているというふうに思います。特に副町長様におかれましては、こういうふうな県とのパイプが十分おありになると思います。私も政調会の会議にメンバーとして出席をしておりますし、今後とも予算編成のときには、町長さんも御存じのとおり、予算編成の主要事業に対する提案という形を積極的に外部からも応援する形で進めていきますので、積極的に町として県のほうに要望して、また行政は行政として、県のほうにも積極的に陳情等を繰り返して、事業推進の達成のために取り組んでほしいということを希望しまして、一言だけ回答をお願い申し上げます。取り組みについての回答を一言だけお願い申し上げます。

○町長（武廣勇平君）

県も国も必要な道路はつくっていくということでありまして、いろんな予算措置も豊富にございます。町のほうも財政状況好転ということを受けて、これまでよりも客観的に比較すれば、議会の皆様の御意見を受けて、住民サービス、効果の高いことが行えることは間違いないものと思っております。

○議長（中山五雄君）

これで岡議員の一般質問が全て終わりました。

お諮りいたします。一般質問の途中でございますが、ここで休憩したいと思います、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。25分まで休憩いたします。休憩。

午後4時12分 休憩

午後4時25分 再開

○議長（中山五雄君）

再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

○9番（林 眞敏君）

9番林眞敏でございます。なかなか議長も言いにくいような言葉ですけども。

さきの議会までは先鋒を務めておりましたけれども、今回はしんがりということで、時間と競走しながら始めてまいりたいと思います。

ただ、そのためには、ちょっとこのような言葉があります。御存じかどうかはわかりませんが、京都三条糸屋の娘という言葉があります。姉は十八、妹十五と、戦国諸大名弓矢で殺す、糸屋の娘は目で殺すと、これは起承転結の代表的な文章です。質問は質問なりにしっかりしますが、答弁もこの起承転結を見習って、手短に、的確に答弁していただきたいと思います。だらだらすると、ただ時間が延びるばかりで内容がなくなってしまうので、よろしくお願いをいたします。

まず質問事項の第1項、これは私独自が知らなかったことかどうかはわかりませんが、役場の駐車場の西にあります親水公園というんですかね、俗名親水公園かどうかわかりませんが、この建設の経緯について、どのような目的でなされたのか、あるいは分析をされたのかどうかということについて。

それから、その中の2項めとして、もう既に物があるものです。使われないものは、以前私が陳腐財産という言葉を使っていろいろありましたけれども、このような形になるのか、あるいは何かあそこを将来的に使う目的があるのかということでもあります。

2項め、教育委員（会）の処遇について。これも、同僚議員が質問をいたしましたので、私は違った目からまた質問をしてまいりたいと思います。

会議の結果はどのように反映されているか。委員の定位置の確保については、教育委員の顔が見えないということを括弧書きにしております。裏返しにして、各課との連携はされているか。教育課、生涯学習課、文化課、これと教育委員会はどのような接触を持って、教育行政あるいは文化、生涯学習行政へ臨んでいるかということにつきまして。

大きな3項め、これも同僚議員の質問がありましたので、若干方向性を変えて質問に参りたいと思います。

公約実行のために現在のままでよいのかということで、細かいことには、町長の公約で、高齢者福祉の充実、住民サービスの向上というのが大きくうたわれております。それと、私

独自に、住民が1万人にだんだんと近づいております。職員定数についても、これにうまいことのっているのかどうかということでもあります。

大きな2項め、サービスへの対応ポストの充実のための増員計画についてということでございます。これは資料をいただいておりますので、これをも参考にして質問をしてまいりたいと思います。

起承転結、的確な回答をお願いいたします。

○議長（中山五雄君）

それでは、まず最初に、親水公園について、建設の経緯についてということで、執行部の答弁を求めます。

○振興課長（江崎文男君）

私のほうからは、林議員さんの親水公園についての中の建設の経緯について答弁申し上げます。

上峰町といたしましては、要するに圃場整備地区等の水路、道路または集落内の農村公園等の整備について、昭和の圃場整備が終わった後、手がけているものでございます。

その中で、事業といたしましては、農村総合モデル事業、農村基盤整備総合事業、または今回この親水公園を事業化しました農村総合整備事業等、また、町でできない分については県営の水環境、県営の水質保全、または県営の土地改良総合整備事業などを活用しながら、圃場整備内の農道、水路、または集落道、農村公園、またこのような親水公園等の整備をしてきたわけでございます。

その中で、今回この役場の横の親水公園につきましては、先ほど触れました農林水産省の補助事業の農村総合整備事業で整備されたものでございます。この事業につきましては、平成9年度採択を受け、平成18年度までの10カ年事業ということで実施されております。

質問のこの施設につきましては、集落水辺環境整備事業として平成11年、12年の2カ年で行われております。この整備計画につきましては、水路に沿った南北に走っています坊所地区の主要道路、西側にあります町道下津毛坊所線との一体的な整備を行い、快適な水辺空間を創出し、農村地域の豊かさで、潤いある快適空間を提供する目的として整備をされたものでございます。

以上です。

○9番（林 眞敏君）

この、合同事業の中の一部としてされたという今の認識を持ちましたが、この親水をつくるという意義はあったのか、なかったのか。あるいはそこを、今、これをつくれば水辺環境がよくなる、あるいはほかの附帯的な環境がよくなるというところまで、分析をされたのかどうかというですね、物事をするには当然、見積もりをし、分析をして、それから実行に移すのであらうと思うけれども、果たしてこれをつくるのが、当時の優先順位で上に上がっ

ていたのか、あるいはほかにやる事業がなかったのか、それをやったのかということについて回答をお願いします。

○振興課長（江崎文男君）

まず、この事業につきましては、事業計画をする前提として、各地区からの要望書、アンケートを提出してもらっております。その中で、それを総合的に、当時この農村総合整備事業の協議会がございまして、中には議会代表、および区長会代表のメンバーで、それを総合的に判断されて、要するに計画書を作成されておられます。

それで、この親水公園につきましては、各地区にあります農村公園等になりますと、その利用者対象がその1地区とか、集落2地区とか3地区でありますけれども、今回この親水公園につきましては、役場および町民センター等に来客される対象者、要するに集落としては全集落の25集落、利用対象としては全町民という位置づけの上にこの親水公園ができたわけでございます。

以上です。

○9番（林 眞敏君）

早目早目の質問をしていきます。

昨日、同僚議員から鎮西山のキャンプ場の質問がありました。時を経てみれば、この親水公園、利用者はあるのかないか。私が見た限りでは、利用者はゼロではないかと思います。さらに、公園に入る道路さえ整備されていない。川の中は草と、ビオトープならいいんですけれども、自然の雑草が生えていると、こういう状況が現実としてあります。

その当時、こういうことを予測してつくったのか、あるいは事業をやるからには将来性を見据えて全て事業というものはやるものであると思います。これについて、現在の利用について質問をします。お願いをします。

○振興課長（江崎文男君）

私のほうから答弁いたします。

一番初めに申し上げましたとおり、この事業につきましては、圃場整備内の水路等の整備事業の一環、先ほど申し上げました農村総合整備事業の中の、名称的には集落水辺環境整備事業となっておりますけれども、基本的にはもともとあそこには用排水路がございまして、その用排水路の整備、それが一番の目的であります。ただ、用排水路の整備とあわせまして、先ほど言いました役場に来られる方、町民センターに来られる方、病院に来られる方に憩いの場として、あそこに水辺的な親水的な場所を設置するという意味合いで、先ほど言いました集落水辺環境整備事業として申請をしたわけでございます。

そういうわけで、もともと用排水路という目的がございますので、今の現状を見てもらうとわかりますけれども、上流のほうに井堰がございます。あの井堰については、今の期間は水のかんがい期ということで、堰をとめられておられます。そういう中で、あの下流にあり

ますこの親水公園について、実際言うと水が少なく、先ほど言われたよどんだところもごさいます。そういうことで、季節的なもので、あくまでも用排水路の目的から言いますと、親水公園となじめないところがあったかもしれませんが、時期的なもので、私たちが見る中では、特にアンネのバラが咲いているところについての時期は、遠くの方々からも情報を得て見られる方も数多いと私も聞いておりまして、実際私も見かけることがございます。その利用度につきましては、私からすると、先ほど言いました三樹病院の施設の方とか、そういう方々も散歩コースとしておられますし、先ほど言いましたアンネのバラを見に来られる方もおられますので、私としてはちょくちょく利用される姿は見ております。

以上です。

○9番（林 眞敏君）

既に施設はでき上がっておるものですから、これ以上、あれを崩せとかそういうことは申すことはできません。であるならば、駐車場の後ろからアプローチする道、もう少しきちっとして、将来ここで何かをやろうかなと思うぐらいの整備をしていただきたいと思います。

例えば、これはちょっとかけ離れとるかもわかりませんが、灯籠流しをここでやろうとか、あるいは三樹病院側の道路のほうに舞台でもつくって、役場側の階段式の腰かけに皆さん、観客でも座っていただいて、何か踊りを、カトレア会とかいろいろありますけれども、こういうものも夕べの踊りとするような舞台装置でもつくって、何か有効に使っていただきたいと思います。

もし、こういうことについては、経費的にもかかるものではなし、現在あるものを陳腐化させないように、有効にこれから使っていただけたらと思いますけれども、このあたりについては、これは振興課長の回答ではないと思いますけれども、ほかの課長さんにも、このあたりの有効利用についてちょっと質問をしてみたいと思います。よろしく願いをします。

○振興課長（江崎文男君）

林議員さん、次の項の利用・活用の方向という形でも御回答申し上げてよろしいでしょうか。

そうしましたら、2番目のほうの利用・活用の方向性ということで、私のほうから答弁申し上げます。

先ほどちょっと申し上げましたけれども、この親水施設の周りにはアンネのバラが植えられておりまして、シーズンになりますと、それはきれいな花を咲かせております。日ごろ、三樹病院の介護施設の入所の方々、入院の方々とか、散歩コースとして利用されているのも私見かけております。

また、昨年より上坊所地区が農地・水共同活動組織ということで活動をされておられます。その一環として、この親水施設の水辺に在来魚介類の育成に取り組む計画というものを、この農地・水共同活動の中で計画をされておられます。中身につきましては、シジミ貝の養殖、

もともとこの水路には昔シジミ貝がいたということで、この水路を昔に取り戻そうという合言葉で活動をされておられます。最近、この水路のしゅんせつ作業を、この農地・水の共同活動の中でされておられます。今後は、このシジミ貝を放して、昔のような川に取り戻しをされて、この親水公園を初めとして、将来的にシジミ貝を養殖、繁殖させて、すばらしい川に取り戻したいということで活動をされておられますので、私たちもこの親水施設につきましては、いろいろな面で楽しみな憩いの場になることを期待しているところでございます。

以上です。

○9番（林 眞敏君）

申しわけありません、2項と一緒に入ってしまつて。

もうこの2項について、今、振興課長から非常にありがたいと言ったらいいですかね、非常にこれから役に立つよという回答をいただきましたので、ぜひともあるものはあるとして、これからしっかりと使っていただきたいと思います。

これで質問を終わります。

○議長（中山五雄君）

次に進みます。

教育委員（会）の処遇についてということで、会議の結果はどのように反映されているのか、執行部の答弁を求めます。

○教育長（矢動丸壽之君）

9番林議員の、会議の結果がどのように反映されているのかということについてお答えいたします。

一応、定例教育委員会という形で御理解ください。

各課からの報告がございまして、それについての質疑などがあります。このことにつきましては、後もって質問がございしますので、そのことで各課からの回答という形で質問していただきますので、一応ここでは教育委員会5名の審議についての会議の内容について反映されているかをお話ししたいと思います。

その5名の審議、協議する場がありますけど、5名で大体するのは、主に人事関係というものの、これはもう対外的にはマル秘ということもございしますので、そういう形で重要案件のことについては5名でいきます。その他のことにつきましては、各課からいろんな提案がございまして、それについての協議になりますので、各課が、課長が入ってそれを協議するという形になると思います。それで実際やってきております。

そして、反映されているかということですが、各課から出てきて、課長と一緒に協議して進んでいきますので、各課への反映は十分にとれているというふうに思っております。

それからまた、人事異動で当然連絡をしておかなければいけないことにつきましては、伝えられる範囲内で、朝、大体職員の朝礼をやっておりますので、その場で必要なことについ

ては各課に連絡をとらせていただいておりますので、十分に反映はできているというふうに私は認識しております。

以上です。

○9番（林 眞敏君）

会議は実施されているとは思いますが、私も。月1回、臨時会、あるいはその都度。ただ一般的に、会議を起こすのはあるテーマを持って会議を起こすと思いますが、教育委員の方、日ごろ勤務をされていない非常勤の方々については、ともすれば、どうしても上意下達という色合いが強くなるのではないかと思います。現在、教育委員、非常勤の方、教育委員長以下4名いらっしゃいますけれども、このまま、今まで、今の町長が就任されたころ若干足らなかったんですけれども、現在は5名になっております、教育長を含めて。しかしながら今、学校を取り巻く教育行政というのは目まぐるしく変わっております。これについて、教育委員の方がどこまでついてきておられるのか。あるいは、教育委員は教育委員として自分たちの考え方というのはしっかり持っておられると思います。どうしても会議は上意下達、下意上達というのはなかなか難しいですけれども、そういう教育委員が持っておられる、学校、あるいは生涯教育、文化とか、そういうものに持っておられるノウハウをしっかりとくみ上げられるような実態になっているのかどうかをちょっと聞きたいと思います。

○教育長（矢動丸壽之君）

お答えいたします。

教育長は事務一般を一応任せていただいておりますけれども、実際の上峰町教育委員会としましては、教育委員長がトップにございまして、5名でやっています。私が動かさせていただいているのは、教育委員会として話し合いをした結果でございます。それは十分御理解をいただきたい。教育長から上意下達とか、そういうことじゃなくて、委員さんのいろんな御意見をいただいて、上峰町教育委員会としてはこうしてほしいと、それで教育長はそれを各課に下ろして、こうやっていくので行政一般を進めてほしいということでいっておりますので、その点は御理解いただきたいと思います。

以上です。

○9番（林 眞敏君）

失礼をいたしました。教育委員長のところまで入り込みまして。今、教育長のほうで……。

次は、ちょっと観点を変えますけれども、同僚議員から先ほど学校給食のことについて質問がありましたけれども、この学校給食というものは、一つの、今までは知育、徳育、体育という育の中が大体3つぐらいでありましたけれども、今は食育という文化が一つ入り込んでおります。この食育について、平成24年度の教育委員会の自己評価、これについてはB評価と……

○議長（中山五雄君）

林議員さん、これ、質問の趣旨が全然違いますから。

○9番（林 眞敏君）

いや、同じです。同じとこで。

○議長（中山五雄君）

いや、食育の、給食センターのものは出ておりませんから。

○9番（林 眞敏君）

まだ続いておりますので。この件について、よろしゅうございますか。

○議長（中山五雄君）

いや、それはやめてください。給食の云々については書いてありません。通告がありませんので。

○9番（林 眞敏君）

じゃ、これはまた後回しにします。

食育の問題についてということを教育委員がどのように捉えているかということを質問したかったわけ。今は、会議の結果はどう反映されているかということです。

○議長（中山五雄君）

そうですよ。

○9番（林 眞敏君）

そこで、食育のことについて会議はされているかということを質問しているわけです。議長、いいですか。

○議長（中山五雄君）

はい、わかりました。

○教育長（矢動丸壽之君）

食育について、お話をさせていただきます。

この食育は、私は10月末に教育長という形に就任させていただきましたけれども、さきの9月の議会で、たしかこの話が出されて、私もその時は教育委員ではありましたので、そのことは十分承知しております。それで、私はこの食育というものは学力に結びつく大事なものだというふうに認識しております。ですからもって、学校での食事はしっかりやらせたいというふうに思っているところでございます。

今、議長さんから、給食センターの話はということを言われましたけれども、これは当然絡んでくるわけです。私はこの食育で、今、県のほうに栄養教諭を配置してもらえないだろうかというふうをお願いをしているんですけれども、これは自校式でないとだめだと言われております。小学校は校地でするならば自校式になりやせんですかということで、私は食育というのは非常に大事に思っているということを御理解いただければ幸いです。

以上です。（「次、お願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

次に進みます。

委員の定位置の確保についてということで（顔が見えない）、執行部の答弁を求めます。

○教育長（矢動丸壽之君）

委員の定位置の確保について（顔が見えない）ということで、私のほうから回答させていただきます。

毎月来ていただくということに、実際、制限はしておりませんので、教育委員の皆さん方が随時足を運ばれるということは、いろんな行事もありますので、そして、それは教育委員会に限ることじゃなくて、町の行事などもありますし、自分の御都合も、いろんなことで町へ出る機会もあられるようですので、その折に来ていただいております。

そして、町で拾ってきたというか、耳に入ってきた、あるいはいろいろ情報としていただかれたことについて、教育長こんな話があるよということでおいでいただきます。そういうものを私はいただきまして、次の委員会の時にいろいろと協議するか、あるいは各課に回せばそれで済むようなこともございますので、それはそれで解決させていただいております。

今、顔が見えないということにつきましては、今後いろんなところで議員の皆さん方とも接触する機会があらうかと思います。何しろ、なかなかこう——ですから、名札とか何かいろんな、バッジでもこう、教育委員ですよという形でできないものかなと、それをしておくと、この人は教育委員さんだということわかるし、そしてまた今、積極的に議員の皆さん方と、あるいは町の執行部の皆さんたちとも積極的に挨拶——挨拶というのは心を開いて相手を受け入れるということですから、そういう広い立場ということを教育委員は持っておかなければいけないと思いますので、挨拶をきちっと一緒になってやっていくように、また取り組んでいきたいと思います。

以上です。

○議長（中山五雄君）

お諮りいたします。本日の会議時間は、一般質問の進行の都合によって延長したいと思いますが、皆さん御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。したがって、本日の会議時間は延長することに決定されました。

引き続き一般質問を続けます。

○9番（林 眞敏君）

ありがとうございます。的確に質問していきますので、的確に早目で回答をお願いします。

今、教育行政につきまして、定位置の確保ということとやや関連いたしますけれども、今、九州で教育行政について非常に熱心なのは、豊後高田市の教育というものは非常に先進的だ

と聞いております。このようなところにも教育委員が出かけていく、そうすることによって、自分たちの定位置、お互いの情報交換の場が大きくなり、さらに広くなり、これが教育委員の方たちも自分たちの自覚になり、誇りになると思います。

もう1つは、この定位置に絡んで、今、学校教育はICTですか、コンピューターを使える技術がすごく、きょうの鎮西山にもありましたけれども、非常にOA関係が進んでおります。教育委員の方々が、これを使いこなせるのかどうかですね。やはり教育委員としても、こういう自分たちを、集まって定例会、臨時会じゃなくて、こういう研修会あたりにも自分たちが出て行って、そしてやれば、学校との、教育との距離が縮まってくるというのではないかと思いますけれども、いかがが教育長のほうはお考えでしょうか。

○教育長（矢動丸壽之君）

ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

教職員のICT、電子黒板等、そういうものの使用、これはアンケートをとらせております、上峰町で。使うことはできる。だから、100%（227ページで訂正）入れてくださいというのが要望でございます。ただ、自分が支援する、相手に指導することができますかというところを聞きましたら、4割（227ページで訂正）ぐらいになっております。だから、自分なりにできることはほぼできる。でも、いろんな方に教えることについてはまだ半分ちょっといかない程度でありますけれども、とにかくなれるようにいっぱいくださいということを言われております。ただ、今現状としましては、上峰としては、27年度に向けまして、県からの先進的ICT利活用教育推進事業臨時交付金というのがありまして、これは通称佐賀元気づくり事業と言われるそうですけれども、それが27年度までに充実してくださいということで、補助を出しますよということで来ております。何とかそれにのっかっていけるように、今、努力をしているところでございます。

以上です。（「次、お願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

次に進みます。

各課との連携はなされているか（教育課・生涯学習課・文化課）、執行部の答弁を求めます。

○教育課長（小野清人君）

林議員の各課との連携はなされているかという御質問でございます。

教育課、生涯学習課、文化課と3課、教育委員会ございますが、同じような回答になります。林議員からも、まとめて回答してよいという御了解いただいておりますので、私のほうから代表して回答いたします。

毎月行われる定例教育委員会において、通常の業務については、1カ月の間に実施した事業等の実施結果報告と、今後の実施予定の事業等について内容等の説明を行っております。

条例、教育委員会規則等の制定、改廃など、特別の事項についてはその都度協議をいただいております。

また、3課ともになります。小学校、中学校への授業参観、また、青少年健全育成大会や地区懇談会などの各種事業にも、教育委員それぞれ参加をいただいておりますとともに、その次回の教育委員会において、その事業のことにつきまして反省点などを議論していただいております。

以上でございます。

○9番（林 眞敏君）

まとめて回答していただきました。

この項の最後になりますけれども、これは私の質問だけで回答は必要ありません。

教育委員の方々は、非常に確かに、今お聞きするといろんな方面に一步步前に出ておられるように聞きました。今後、教育委員は、例えば文化課におきましては米多浮立と、あるいは生涯学習課においては生涯学習課の中の一員として、また教育課としては教育、安全、防火、防災、こういうことについても教育環境をどのように守っていくかというところまで一歩踏み出していただきたいと思います。特に最近、防災というのは教育委員のみならず、学校教育のみならずどこにおいても注目の的です。教育委員がそういうノウハウを持っていたら、さらにもう一歩脱皮できるのではないかと思います。この件を提案して、この回の質問を終わりたいと思います。

○議長（中山五雄君）

次に進みます。

職員定数の見直しについてということで、公約実行のために現在のままでよいのかと、これは林議員さん、その下の3つはまとめていいですか、それとも1つずついきますか。

（「まとめてお願いします」と呼ぶ者あり）そしたら、あと3つ、まとめて執行部の答弁をお願いします。

○町長（武廣勇平君）

林議員の職員定数の見直しについて、公約実行のために現在のままでよいのかというお尋ねでございます。

公約実行のために、現在、職員はいるわけだけではなく、ふだんから行政の事務というものをやる中で、適切な職員数というものがあるものと私は理解をしております。その中で、これまで財政状況が厳しいということで職員数が68名まで減ってきているわけですが、これは、ほかの議員の皆様方の御質疑に対するお答えとして、今、定員計画を78プラスアルファということで考えて、計画自体はまだ策定できていませんが、考えているという回答を総務課長のほうでされました。

私自身も今後、78からどれぐらいプラスアルファの分を考えるかという点で必要なのは、

業務を分担するということと、適切な労務に対する人員ということとを割り出す上では、臨時職員分の、過去いらっしゃいました臨時職員さんの人数で受け持っていたいただいた事務量というものの把握と、正職員数、加えて給食センター、保育所等の、今現在委託を、また委託だけでない、保育所は民営化されているわけですが、そういう状況を鑑みて、適正な人数を決めていかなければいけないと思っております。

お尋ねは、冒頭といいますか、従前にお聞きしておりました、要援護者の把握ということで聞いております。高齢者福祉の充実で申し上げますと、いろいろの間、今後も行っていくべきものということで、現在、社会福祉協議会のほうで高齢者福祉事業というものの充実を図っておりますが、お尋ねは要援護者の把握ということで、避難等の計画の要員はどうされるのかということで質疑が上がっておりますので、総務課長のほうから、要援護者の避難計画の要員に対してのお答えをさせていただきたいと思いますが、高齢者福祉の充実の部分、住民サービスの向上、住民の増加への対応と、3つ掲げてあるものについて、一つ一つ私のほうから答えさせていただきたいと思っております。

先ほど申しましたように、高齢者福祉は現在行っている事業、福祉バスの条件を今年度緩和いたしました。人数は、職員数はふやしておりません。また、緊急通報システムの配付の条件を、地域ケア会議だけの判断でないところで対応をすることで条件を緩和したものと思っております。今後、おたっしや便も現在パワーアップさせておりますけれども、はりきゅうの助成等も、以前行革に伴いなくなっているということで、佐賀県内で上峰町だけがこの助成の支援事業がないということで聞いておりますので、この点も、これは健康福祉課のほうで今後検討をさせていただいているものと思っております。

また、大きなものでは、今後、政権交代で、市町村の介護保険の要支援者の地域支援事業を地域の個性のある形に変えていくということで、地域のほうにお任せになられるということで国のほうが方針を出されているようでありまして、この点も逆に充実させていく方向で考えなければならないと、そのための必要な職員数は、社会福祉協議会に、今現在考えているのは、人数を、職員をふやさず対応していきたいということで、障害者の施策、障害者施設の核となる事業をあわせて社協で行うことで、給付金の増額を得ながら対応していきたいと考えております。職員数の定数を、こうした高齢者福祉の充実、住民サービスの向上に伴い行うものではないということを申し上げさせていただきたいと思っております。

また、住民の増加への対応ということでありますが、これは確かにこの住民人口がふえているということもございます。考えてみればこれは私から、発想から欠落したところがあって、やはり人口1,000人当たりの職員数というものも指標に入れながら、この適正な人数、職員数というものを考えていかなければいけないと考えております。

○9番（林 眞敏君）

この問題は確かに厳しい、非常に難題だとは思いますが。今、総務課長も昨日から大体78ブ

ラスアルファというのは分析されたと思いますけれども、当然これも必要であると。また、町長の公約には、財政健全化を進めながら、子育て、教育、高齢者福祉など一層の住民サービスの向上に努めるということが述べられております。

私はさらに、これに職員の高齢化による、当然高齢化すれば退職を迎え、退職をされれば次に要員を確保しなきゃいかん、このような必要な要員の確保についての長期計画ですかね、第4次計画にはないところの、身内の長期計画あたりも目に入れていただきたいと。

確かに、庁舎に朝出勤してくると、誰も前を見ずにいつもみんな下を向いて仕事をされておるんですね、あるいは正面玄関から来られて、要件あって来られたお客さんにも、忙しいのか、それに対応するのちょっと一歩遅れると。まあ町の庁舎の人間がにこにこにこにこせろとは言わないですけれども、やはり要件があって来られる方、入ってきたは誰も私の方向を向いてはくれないはでは、もう最初から窓口に座る気持ちから変わってくるということです。これも、やはり定員上の問題なのかなとも思ったりします。忙しいなりに来客があれば、ちょっと「どうぞ」というぐらいの声かけられるぐらいのものは必要であるかなと思います。

また、昨日の新聞にも、今町長が言いましたけれども、支援体制づくり前進ということで、今まではなかなか災害弱者の避難ということについては、個人情報保護条例があるから、なかなか入り込めなかったということも、これからは国の方針が変わって、人の命のほうが大切だと、個人情報保護も大切だけれども、人の命のほうが大切であるということで方針が変わりました。そうすると、当然それについて、民生委員の方も社協の方もいろいろ、また、役場の方もそれなりの仕事がまた1つふえたということになりますので、個人情報よりも人の命が大切なんだということで、災害弱者の避難計画は一步進められる状態になりました。これがあれば、やはりこれにもまた人が要るんだということで、総務課長の78プラスアルファが的確かどうかはわかりませんが、しっかりと努めて、この定員の見直しは必要だとは思いますが、このあたりもしっかり詰めて、役場の事業が皆様のサービスに根底になるような形でやっていただけたらと思います。

○町長（武廣勇平君）

職員定数の定員管理計画は、78から83の範囲と書かれております。これはまだ、きちっと定められたものではございません。これは臨時職員の事務量というものを勘案したものが含まれていないものかと思っております。

加えて、適正な1,000人当たりの職員数というものも基準に、視野に入れながら、適切な職員数の把握に努め、住民サービスの、公約ではない住民サービス全体の向上に努めていかねばならないというふうに思っております。

要援護者の把握についての要因の問いは必要ないですね。ごめんなさい、質問はできませんから、私が。（発言する者あり）こうして事前にいただいていたので、お答えしな

やいけないかと思いましたが、これで答弁とさせていただきます。

○総務課長（池田豪文君）

先ほど林議員さんのほうからおっしゃいましたように、要援護者の個人情報につきまして緩和されてきてまして、健康福祉課のほうで、これまで要援護者の登録されていた方たち、それにほかの方たちも含めてでございますが、区長様方、またそれに民生委員さん方のお力添えをいただきまして、再調査を行いまして、ほぼ完成しております。

それで、議員も御案内のとおり、9月1日に鳥栖・三養基地区の消防総合訓練を実施する予定でしたが、台風接近と大雨警報のために中止を余儀なくされたんですけれども、その際に大字坊所の要援護者の方たちの避難誘導訓練を予定しておりました。それをぜひ私どももやりたかったんですけれども、来年度、町で各大字ごとに輪番制で防火訓練を行っておりますけれども、本年度は大字堤地区で実施する予定をしております。その部分を来年度、大字坊所地区で防火訓練を行いまして、その際に、ことしできなかった大字坊所地区の要援護者の方たちの避難誘導訓練をとり行っていきたいと思っております。

なお、個人情報の緩和関係につきましては、例えば消防事務組合とか、あるいは警察署とかも連動して、情報の共有をしたほうが非常に効果があらわれるんじゃないかなということも思っております。

以上でございます。

○9番（林 眞敏君）

回答は要りません。要望です。

定員は何名が一番適切なのかは、私にもわかりません。ただ、行政の庁舎に来客された方に、にこっと、商売人が「いらっしゃいました」というのではないですけれども、にこっとぐらい笑えるぐらいの余裕を持った行政であってほしいと。要らないものは要らないんですけど、要るものは要るんだということを、このあたりを認識して、事後の行政サービスを進めていっていただきたいと思います。

時間は残しましたが、私の質問を以上で終わります。

○議長（中山五雄君）

林議員さん、もう1つ残っておりますけど。

○9番（林 眞敏君）

サービスの対応ポストの増員計画です。これも今少しいただきましたので、さらに、ちょっとまだ思っているところがありますので、ちょっとそれは質問させていただきます。

まず、どこが、何が不足しているのかと思います。

○議長（中山五雄君）

これは答弁は要りませんかということです。これにまだ、あなたは進んでいいと言っていないものですから。

○9番（林 眞敏君）

失礼いたしました。私のほうが。

○議長（中山五雄君）

先に勝手にあなたが行っただけのことですから。

○9番（林 眞敏君）

一步先に進んでしまいました。もう1つありました。

サービスへの対応ポストの充実のために、何が、どこが、何の部署がちょっと不足しているのかなと思っています。

それと、どうあるべきであると、定年退職の補充、時代の要請、人口減対策、あるいは社会の仕組みの変化等について、これについて、端的で結構ですので回答していただければと思います。

○議長（中山五雄君）

答弁は要りますか。（「はい、要ります。お願いします」と呼ぶ者あり）

○総務課長（池田豪文君）

78名プラスアルファと申しますのは、例えば、来年とか再来年にその数字に上げきれるものではないということでは認識しておりますので、8年とか10年とか、そういうスパンで計画していかなきゃいけないということは思っております。

それで、何が不足しているかということで今お尋ねでございましたが、まずは現状での欠員補充ということを考えております。昨年度、大体、定年で1名退職の予定でございました。それを3名採用して、70名を72名にしていこうと、そういう計画でございましたが、結果的には3月に中途退職者等があらわれまして、実質的には2名の減で、68名という結果になりました。それで、急遽、臨時職員等を採用していくようになったわけでございますが、そういった部署について今、臨時職員で対応しているわけでございますが、そういうものを完全に補充していくと、それが一番大切かなと思っております。

それと、定年退職の件を今おっしゃいましたけれども、きょう御質問の中で申し上げましたように、再任用、そういったものを今後役場のほうでも職員の再任用について、定年の延長というのは制度的になくなりましたので、職員の60歳以降の再任用につきまして、今後計画的に考えていかなければいけないと、それと、それは定数に入るものですから、どのように組み込んでいくかというのが課題だということで思っております。

以上でございます。

○議長（中山五雄君）

いいですか。

時間延長をしまして、全ての議員さんの一般質問が終わりました。

お諮りいたします。以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれを

もって散会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

これをもって散会いたします。本日は大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

午後5時19分 散会